

いちのせき 男女共同参画プラン

このプランは、
市民、企業、行政等みんなが一緒になって
男女共同参画のまちを目指す計画です

一 関 市



はじめに

近年の社会経済情勢は、少子・高齢化が進展し、かつ団塊の世代が定年期を迎えるという転換期の中で、国際化・グローバル化、情報化さらには価値観の多様化などによる大きな変化とそれに対応するための社会システムの改革期を迎えております。

一関市においては、このような改革期にある中、様々な社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある地域社会づくりのためには、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現が重要であるととらえ、市民、企業、行政等みんなで推進するための行動指針として「いちのせき男女共同参画プラン」を策定いたしました。

近ごろ、児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）など、毎日のように報道されておりますが、生活や経済の効率性を求めるあまり、人としての思いやり、ぬくもりなど、人間関係が希薄になってきている感じがいたします。

誰もが他人を思いやり、支え合い、助け合うという基本的認識のもとでの日常行動が今の時代に最も求められており、その積み重ねがより良い地域の創造に通ずると考えます。

この推進には、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりが、できることを実践していくことが大切です。

そのためには、男女共同参画のもと、市民、企業、行政、各種団体など、地域社会一体となり取り組むことが何より肝要であります。

市においては、プランの推進状況を定期的に調査し、その情報を公開するなど積極的に取り組んで参ります。

最後に、このプランの策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントを通じ貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、一関市男女共同参画プラン策定懇話会委員ならびに多くの関係者の皆さまに心から御礼を申し上げますとともに、今後ともプランの実現に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月

一関市長 浅井東兵衛

目 次

序 プラン策定の必要性	1
1. 男女共同参画社会実現にむけた体系的取組み	1
2. 地域性に根ざした住民活動の効果的指針	1
第1章 プラン策定の背景	2
1. 世界の動き	2
2. 国内の動き	2
3. 岩手県の動き	3
4. 一関市の動き	4
第2章 プランの基本的考え方	5
1. 名 称	5
2. 目 的	5
3. 性 格	5
4. 期 間	5
第3章 基本計画	6
1. 基本理念	6
2. 施策の体系	6
3. 基本目標	7
基本目標 1 意識改革で進める男女共同参画	7
施策の方向1 男女共同参画意識の啓発	
2 制度・慣行の見直し	
3 教育・学習における男女共同参画意識の醸成	
4 国際交流と相互理解の促進	
基本目標 2 女性の参画拡大で進める男女共同参画	11
施策の方向1 市政への女性の参画推進	
2 人材育成と情報収集・提供	
3 企業・団体等における女性の参画と社会参加の意識づくり	

基本目標 3	個の尊重で進める男女共同参画	14
施策の方向1	あらゆる暴力行為の根絶	
2	生涯を通じた健康支援	
基本目標 4	雇用等の場における男女共同参画の推進	17
施策の方向1	就業支援と職業能力開発の促進	
2	多様な働き方を可能とする労働条件の整備	
基本目標 5	農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進	20
施策の方向1	自営業における男女の対等な連携（パートナーシップ）の促進	
2	女性起業家の育成	
基本目標 6	家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進	23
施策の方向1	家事と育児・介護における性別にかかわらず役割分担	
2	子育てにやさしい環境づくり	
3	高齢者等が安心して暮らせる条件整備	
第4章	推進体制	27
1.	市民との連携	27
2.	市の推進体制の強化	27
3.	相談機能の充実	28
4.	推進状況の調査・公開	28
第5章	主要指標及び施策一覧	29
1.	主要指標	29
2.	施策一覧	30
資料		36



序 プラン策定の必要性

～男女共同参画社会とは～

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(男女共同参画社会基本法第2条)

1. 男女共同参画社会実現にむけた体系的取組み

男女共同参画社会の実現は、人々の意識から社会の仕組みまで複雑な現行システムを見直すことが必要です。そのため、男女共同参画行政は総合的性格をもち、体系化、計画化なしに取り組むことは困難です。市行政における各部局の具体的な施策を横断的に体系化することによって、男女共同参画行政を総合的、効果的に推進することができます。

2. 地域性に根ざした住民活動の効果的指針

男女共同参画社会の実現に向けて行動する主体は市民一人ひとりです。

男女共同参画社会の理念や目標は、国や県、市町村のいずれのレベルにおいても共通のものであります。しかし、その実現に向けての取組みは、住民に最も身近な行政施策として策定されることによって初めて、市民一人ひとりの意識に影響を与え、あるいは活動を支援することができる実効性のあるものとなります。

したがって、地域の生活実態を把握し、その地域に根ざしたプランを策定することが、住民の日常的な行動のなかで男女共同参画社会を実現していくために重要です。そのため、地域の風土や伝統・文化、地元の慣習、住民意識、経済状況などを把握し、また住民の意見を反映した、市独自のプランを策定するものです。



第1章 プラン策定の背景

1. 世界の動き

男女共同参画への世界の取り組みは、国際連合は、昭和50年を「国際婦人年」、それに続く昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」と定めて「世界行動計画」を採択し、女性の人権の擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。

昭和60年には、平成12年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成7年の第4回世界女性会議では、平成8年度末までに各国政府がそれぞれの行動計画を開発し終えることなどを求める「北京宣言及び行動綱領」を採択するなど、男女平等を基礎とした地位向上に向けた国際的な取り組みが着実に進められてきました。

さらに、平成12年6月には、ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性2000年会議 ― 21世紀に向けての男女平等・開発・平和 ―」が開催されるなど、男女共同参画の推進は、国際的な大きな流れとなっています。

2. 国内の動き

このような世界の動きを受け、日本では、昭和52年に「世界行動計画」を取り入れた我が国の女性の人権の保障と地位向上のための「国内行動計画」を策定しました。

昭和60年には、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法の改正などの法律、制度面の整備を進め、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、昭和62年にはナイロビ将来戦略を受けた「新国内行動計画」を策定しました。

平成6年には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置するなど、推進体制を整備しました。

平成8年12月には、同審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を総合的、体系的に取りまとめた「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに、平成11年6月には、男女共同参画社会の実現に向けた法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけるとともに、平成12年に、同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成17年12月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変化に対応すべく「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

3. 岩手県の動き

岩手県においても、昭和54年4月に青少年婦人課を設置、平成5年に青少年女性課に改称し、女性施策を総合的に推進する体制の整備を図るとともに、昭和63年3月には平成12年に向けた県における女性施策を推進するための基本指針となる「新岩手の婦人対策の方向」を策定しました。

平成4年3月には、「新国内行動計画」の改定と「第三次岩手県総合発展計画」の策定を受けて、男女共同参画型社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」を策定するとともに、平成8年3月には同プランの後期具体的施策を策定し、これに基づく諸施策を推進しています。

平成12年3月には、男女共同参画社会基本法の制定の趣旨、理念等を踏まえ、さらには県の現状等を踏まえ、21世紀初頭を展望した総合的な計画として、「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成14年10月には、県としての強い意志表明と地域特性に応じた男女共同参画施策を推進するための根拠を明確にするため、「岩手県男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、同年11月には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。

平成12年のプラン策定後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「次世代育成支援対策推進法」の制定など、男女共同参画の推進に大きな展開が見られたことから、このような男女共同参画社会の形成に向けた法令、制度等との整合を図り、男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するために、プランの見直しを行うこととし、平成17年7月、「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。

4. 一関市の動き

平成17年9月、1市4町2村が合併し新一関市が誕生しました。同時に企画振興部企画調整課に男女共同参画推進に関わる業務を担当する専任部署を設置し、総合的に推進する体制の整備を図るとともに、施策の指針となるプラン策定に取り組みました。

平成17年12月、基礎資料となる市民意識調査を実施し現状把握に努めるとともに、平成18年2月、市の施策について推進を図る組織として「一関市男女共同参画推進本部」を設置し、同年3月には、広く市民の意見をプランに反映させるため、学識経験者や市民公募委員20名で構成する「一関市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置し、意見や提言をいただきながらプランを策定しました。





第2章 プランの基本的考え方

1. 名称

いちのせき男女共同参画プラン

2. 目的

「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現は、国の21世紀の最重要課題に位置づけられ、その実現に向け法整備や計画の策定など、国・県を挙げて取り組みが進められてきています。

しかし、私たちが日常生活を営む中で、固定的な性別役割分担意識など解決しなければならない課題が依然として残されています。また、価値観や産業構造の変化とともに、21世紀少子高齢化、経済活動の成熟化、価値観の多様化が進展するなど、社会経済情勢が大きく変化する中において、男女共同参画社会の実現は、その重要性を増しています。

一関市においては、このような社会経済情勢の変化に対応して、豊かで活力ある地域社会を実現していくために、男女共同参画の推進が重要な課題であるとの認識のもと、総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画推進の基本的な考え方と方向性を示し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、プランを策定するものです。

3. 性格

このプランは、一関市における男女共同参画社会の実現を目指し、市における課題と施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に推進を図るため市の取り組みを体系化したものです。また、市民、企業、行政等が連携協働し、市全体で推進する取り組む際の行動指針とするものです。

4. 期間

このプランは平成19年度を初年度とし平成23年度を目標年度とする5か年の計画とします。ただし、社会情勢の変化や市民ニーズの変化に対応しながら、必要に応じて見直しを行います。



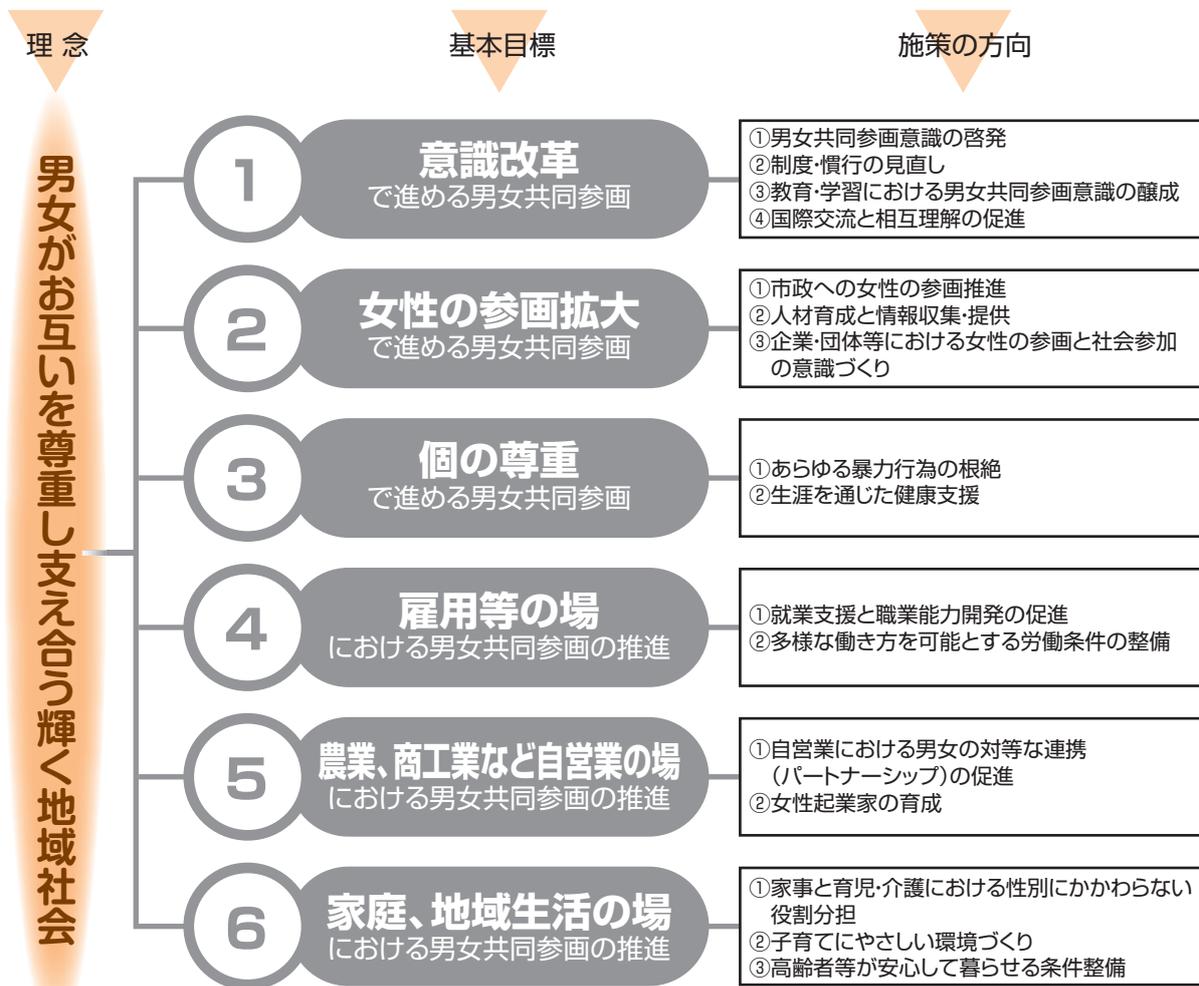
第3章 基本計画

1. 基本理念

男性も女性も、互いにその人権を尊重し、共に支えあい、性別に関係なく能力が十分に発揮され、個性に応じた生き方ができる豊かな社会の実現を目指し、「男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会」を基本理念とします。

男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会

2. 施策の体系



3. 基本目標

基本目標1：意識改革で進める男女共同参画

【現状と課題】

法の下で、すべての国民は個人として尊重され、平等で性別により差別されるものではないとうたわれています。しかし、現実には、性別による固定的な役割や分担意識が根強くあり、それに基づく社会慣行が男女共同参画社会の形成を妨げているともいえます。そのため今日まで、男女平等の実現にむけた様々な取組みがなされてきましたが、まだまだ充分とはいえない状況であり、役割分担における平等感について男女間の意識の溝を埋めていかなければなりません。

一関市で行った市民意識調査において、自分の身のまわりでの男女の平等感についてたずねたところ、男女とも共通して平等と感じている場としては「学校教育の場」が最も多く32.5%、これに比べて男性優遇あるいはどちらかといえば男性が優遇されている場としては「社会通念、習慣しきたり」で最も多く59.8%を占めています。さらに男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして「固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」と答えた人が40.2%を占めており、男女共同参画社会の実現にむけた意識づくりにおいて最も大きな課題といえます。

男女が互いにその人権を尊重し責任を分かち合い、あらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮しながら、いきいきと生活するためには、男女共同参画社会を正しく認識し、それを阻害する固定的役割意識等の存在に気づき、それを改める市民の意識を醸成するための啓発活動を推進することが必要です。さらに、男女の置かれている状況や問題点を客観的に把握し、男女共同参画という視点で制度や慣行を見直すための知識や情報を提供する必要があります。

また、子供を持つ親の意識や学校での教育は、次代を担う子ども達の健やかな成長に大きな影響を与えます。子供の育成過程において、無意識に男女の性別による役割分担意識を植え付けている現実が、子供の持つ個性を伸ばす妨げになるばかりでなく、次の世代への慣習として残るため、特に家庭や学校では、性別に関わらず、自主性を尊重し自立意識を育み、個人の可能性が発揮できるような教育が求められます。

【施策の方向1】 男女共同参画意識の啓発

性別にとらわれずいきいきと暮らしていくため、男女が共に社会を構成し地域を支えていくという意識が幅広く浸透するよう、様々な啓発活動に取り組みます。また、男女の置かれている状況や問題点を客観的、継続的に把握するとともに、その情報提供に努め、市民の更なる意識醸成を図ります。



具体的施策

男女共同参画に関する市民意識調査・研究	企画調整課
男女共同参画啓発事業（男女共同参画講演会等）の実施	企画調整課
広報紙やホームページ等を通じた意識啓発活動	企画調整課
職員研修における男女共同参画意識の啓発	職員課

【施策の方向2】 制度・慣行の見直し

男女が社会のあらゆる分野で対等な構成員として参画するためには、固定的な性別役割分担意識などに起因する制度・慣行の見直しが必要です。男女共同参画社会を阻害する要因と思われる社会制度や慣行、しきたりなどを見直す必要性に気づき、それを改める意識を醸成するため、見直すべき制度・慣行とその見直しの必要性の周知と情報提供に努めます。



具体的施策

様々な機会を捉えた制度の周知	企画調整課
広報紙やホームページ等を通じた情報提供	企画調整課
地域公民館等の事業における男性向け講座の開催	生涯学習課

【施策の方向3】 教育・学習における男女共同参画意識の醸成

私たちの意識や価値観は、家庭、学校、地域社会の中で形成されるため、小さいころからの教育や生涯学習の果たす役割は非常に大きいといえます。男女にとらわれず、個性を尊重し、個人の可能性を發揮できるよう義務教育や生涯学習の場において、男女共同参画の視点を念頭に置いた授業や講座の開催及び学習機会を提供し、参画意識の醸成を図ります。



具体的施策

男女平等の意識を高める教育の推進	学校教育課
中・高校生に対するインターンシップ等就業機会の提供	労働政策室・学校教育課
地域公民館等の事業における啓発講座の開催	生涯学習課
就学時検診等を活用した子育て講座、思春期の子供を持つ親のための子育て講座の開催	生涯学習課

【施策の方向4】 国際交流と相互理解の促進

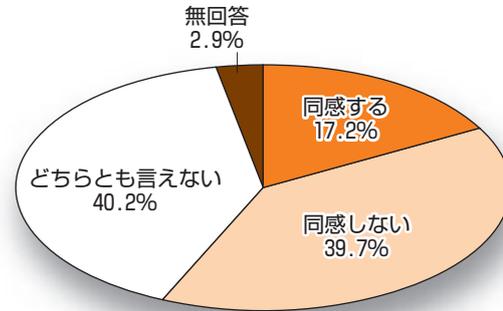
男女共同参画は世界的取組み課題であり、男女共同参画社会の構築は国際的潮流と密接なかわりがあります。イベントの開催、日本語教室、外国語教室など国際交流を通し相互理解を図り、国際社会における女性問題等について情報収集や学習機会を提供するなど、国際交流関係団体の活動を支援し、男女共同参画に係る意識の啓発を促進します。



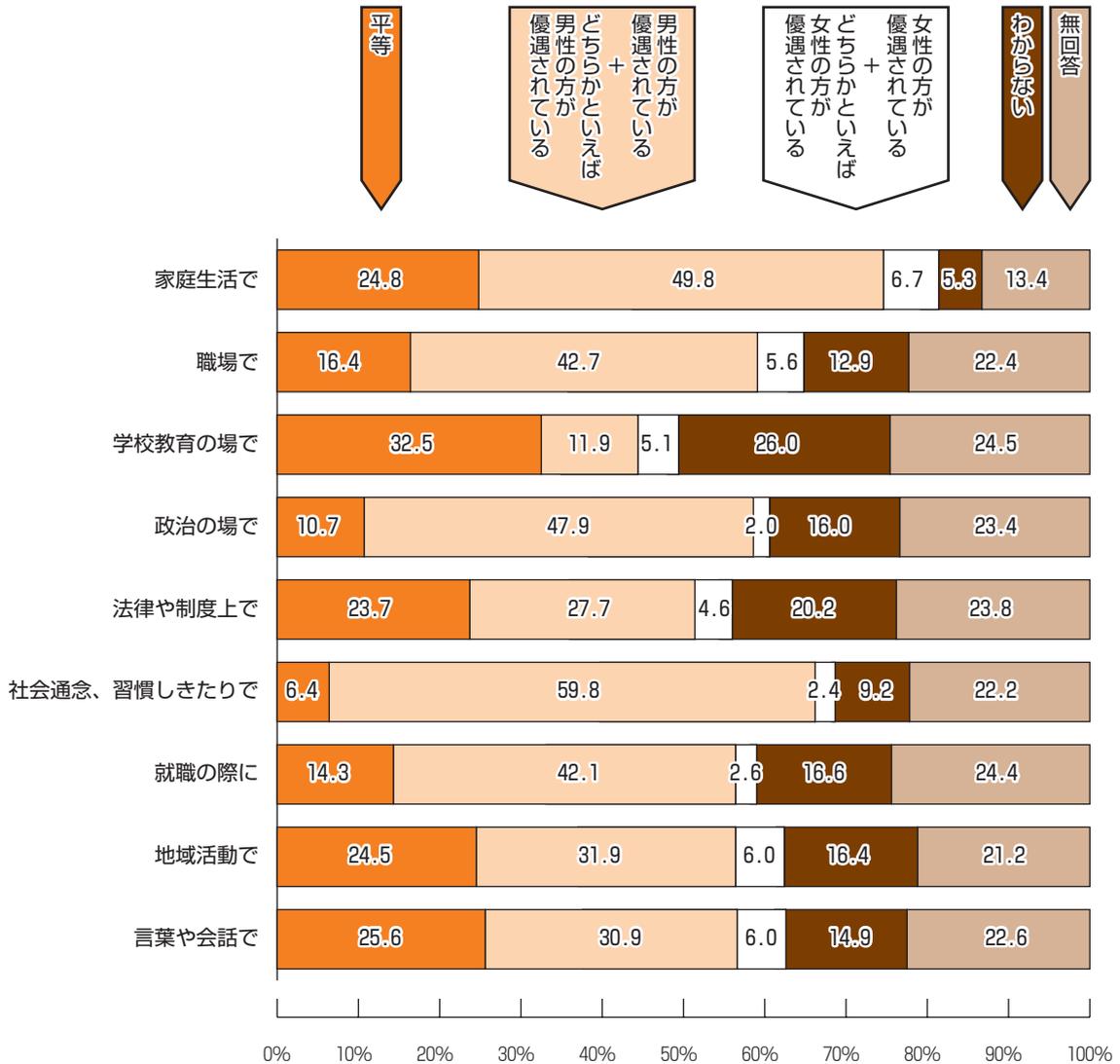
具体的施策

国際交流イベントの開催	地域振興課
日本語教室・外国語教室の開催	地域振興課

「男は仕事、女は家庭」という
固定的な考え方について



自分の身のまわりでの男女の平等感について



基本目標2：女性の参画拡大で進める男女共同参画

【現状と課題】

社会の構成員である男女が性別にかかわらず、いきいきと生活し、自己実現ができるような社会を構築することは、個々人の人権を尊重した住みよい活力ある地域社会を創造することでもあります。

私たちは、様々な制度や仕組み、慣習などの社会活動規範の中で生活していますが、私たちの今日の日常生活の様子は、とすれば女性の参画が少ない場において、男女の固定的な役割分担意識の中で積み重ねられてきた社会活動規範に基づくものです。

誰もが暮らしやすい地域づくりには、地域に暮らす全ての人が、男女は社会の対等な構成員ということ認識し、固定的役割分担意識を取り除いたうえで、社会活動のあらゆる場に女性が参画しやすい環境づくりに、みんなで取り組むことが求められています。

市民意識調査では、「政治の場」「法律や制度上」における男女の平等感について、それぞれ10.7%及び23.7%しか平等と感じていない状況にあり、これらは男性が多く活動している状況や、男性優位という固定的な意識が反映されたものとも読み取れます。現在社会の様々な制度や仕組みのうえでは、個々人の参加や参画、権利の平等を基本理念としているにもかかわらず、それぞれの分野における制度の仕組みは男性主体の中で組み立てられてきたという歴史的経過が根底にあると考えられます。

また、男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして、「女性自身が自覚と責任感を持つ」が22.3%と2番目に高い比率を示しており、男性もさることながら女性自身が意識を変えることも課題の一つです。

さらに、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実をはかる」が20.6%、「法律や制度の面で見直しを行い、男女差別につながるものを改める」が20.2%という回答であり、女性の社会参加支援や法律等の見直しの必要性についても高い比率が示されていますが、これらの改善には当然女性の参画意識と行動が必要です。

真の男女共同参画社会を構築していくためには、固定的役割分担や先入観にとらわれない自覚と責任感を持つ女性の人材育成を図るとともに、行政分野をはじめ、企業や団体、地域においても、様々な場面において、常に女性の参加と参画の機会を確保する取組みを継続していくことが必要です。

【施策の方向1】 市政への女性の参画推進

政治・行政をはじめとした様々な分野での政策・方針決定過程への女性の参画は、まだまだ進んでおらず、男性主体になっているのが現状です。審議会等の公募委員数を増やすなど、女性が意思決定の場へ参画しやすい機会を確保し、政策決定過程における女性の参画をより一層推進します。



具体的施策

各種審議会・委員会等への女性の登用	各担当課
人材バンク制度の活用	各担当課
市長と女性団体との懇談会の開催	生涯学習課

【施策の方向2】 人材育成と情報収集・提供

女性の持てる能力と意識を高めるための学習機会等を提供し、社会活動に参画するためのリーダー育成を推進するとともに、男女共同参画サポーターの会など関係団体の人材情報の収集・提供と連携・活用に努め、女性の様々な分野への参加活動意識の醸成を図ります。



具体的施策

各種研修会への派遣	各担当課
男女共同参画サポーター養成等への派遣	企画調整課
男女共同参画を進める関係団体等の情報収集・ネットワーク化	企画調整課
女性団体への活動支援	生涯学習課
学習要求に応じた講師派遣の実施	生涯学習課

【施策の方向3】 企業・団体等における女性の参画と社会参加の意識づくり

少子高齢化の進行と生産年齢人口の減少が見込まれる中、企業・団体等における女性の労働力と意思決定過程等への参加は、新しい産業活動推進の原動力となることも期待されます。女性が様々な分野や場面に参画しやすい環境づくりは、男女平等の確保はもちろん地域や社会の活力向上にも不可欠であることの啓発を図りながら、企業団体等をはじめ地域社会における女性の参画と社会参加の意識づくりを促進します。

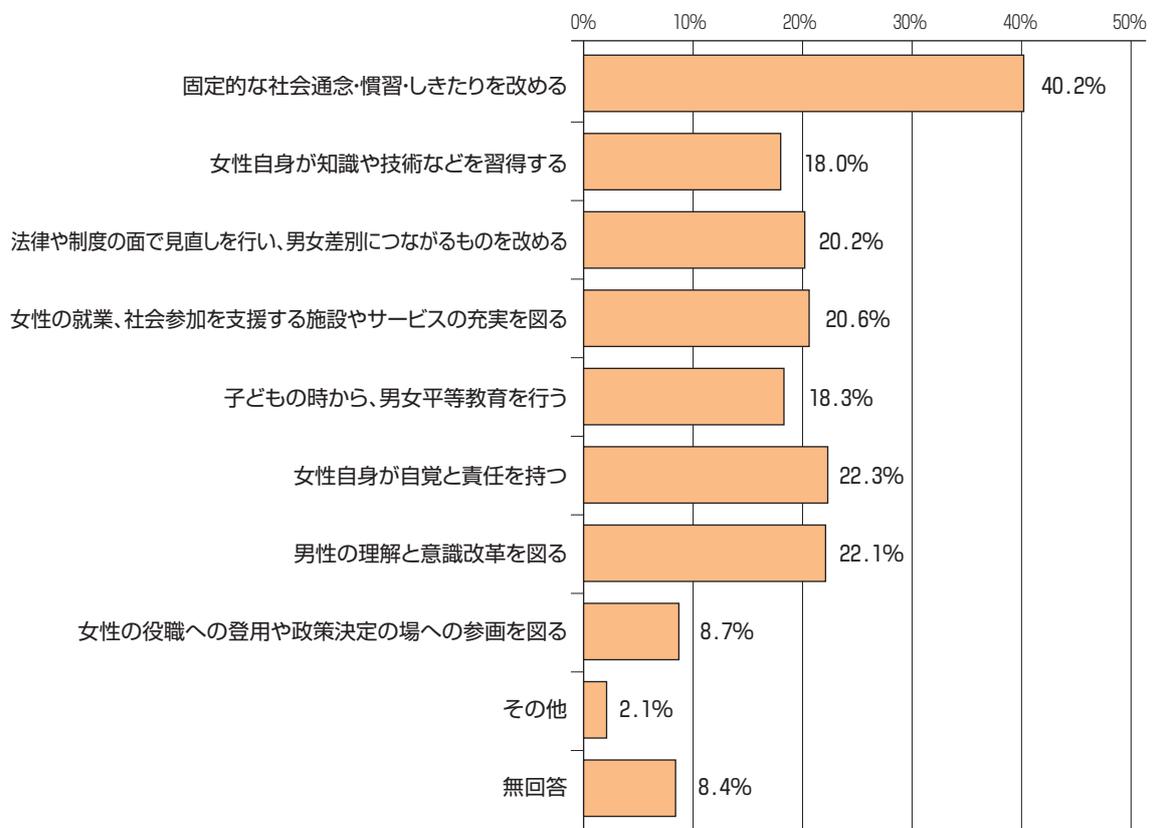


具体的施策

公共的団体・地域団体等への女性の参画啓発	各担当課
農業、農村組織への女性の参画促進	農政課
企業等における女性の各分野への参画啓発	工業課・労働政策室

(平成17年度市民意識調査)

「男女共同参画社会」を築いていくために重要なこと (複数回答)



基本目標3：個の尊重で進める男女共同参画

【現状と課題】

人権の尊重と個人の尊厳は、民主主義社会形成の根幹を成すものでありますが、真の民主主義社会を形成するためには、男女共同参画社会の基本理念である、男女が性別に関わりなく個人として尊重される社会の実現が不可欠と言えます。

近年、社会問題として大きく取り上げられてきている、配偶者や恋愛関係にあるパートナー等からの言葉や態度、接し方など様々な行動の中で生じている個人の自由を束縛する暴力行為（ドメスティックバイオレンス（DV））、あるいは職場等でのセクシャルハラスメント等は個人を尊重する男女共同参画社会実現を阻害する重大な人権侵害行為として対応していくことが求められます。

また、男女が共にいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画できるよう、生涯を通じて、心も体も健康であることが重要であり、男女の性差に配慮した健康の保持、増進の支援体制の構築が求められます。

平成16年度のDVに関する相談件数は、全国で63,739件、うち岩手県で491件とされており、更に一時保護された女性は全国で4,535人、岩手県で35人となっています。15年度と比較して、相談件数では、全国7,946件（岩手県48件）の増加、一時保護件数も全国239人（岩手県9人）の増加となっています。

一方、県の男女共同参画実態調査（平成15年度）では、「DV（身体的暴力、心理的暴力、性的強要など）をこれまでに一度でも受けたことがある」と回答した人が、女性は37.8%、男性は21.6%となっており、実際の相談件数や保護件数に比べ、体験者の割合が高いことが伺えます。このことは、DV問題は表に現れにくく、潜在化しやすい課題であると同時に、実際の相談や保護件数として現れている数値は、氷山の一角ということが推察され、この状態は当市においても同様にあると言えます。

DV等あらゆる暴力行為の根絶には、無意識に行っている性差別的な取り扱い、相手の意に反した言動、暴力は全てDVであるという認識と、人は皆、個人として尊重されるべきという人権尊重意識の啓発を図る必要があります。また、関係機関等とのネットワークづくりを密にし、暴力防止や被害者の適切な保護、自立を支援していくことが必要です。

また、誰もが自らの誇りを持ち、いきいきと社会に参画していくことができるよう、市民の健康づくりに必要な情報提供やサービスの支援に努めながら、市民一人ひとりの主体的な健康の管理、保持、増進の取り組みを促進していくことが必要となります。

さらに、妊娠や出産など、女性が抱える健康上の課題についての対応も必要です。男女が互いの身体的特性を十分に理解して認め合えるよう、適切な情報や学習機会を提供し、相談体制を拡充するとともに、男女が生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康支援対策の推進に努める必要があります。

【施策の方向1】 あらゆる暴力行為の根絶

あらゆる暴力行為の根絶を図るため、無意識に行っている性差別的な取り扱いや、相手の意に反した言動、暴力は全てDVであるという認識と、人権尊重の意識啓発を推進するとともに、被害者の保護と生活支援のため相談体制や関係機関とのネットワークづくりを推進します。



具体的施策

DV等に対する相談体制の強化	児童福祉課
人権擁護に関する連携・協力体制の充実	児童福祉課

【施策の方向2】 生涯を通じた健康支援

男女がともに健康で長生きし、生きがいを持って社会参画できるよう、性別や年代に応じた各種健康診査事業を推進するとともに、男女の性差に配慮しながら訪問指導や健康相談を実施するなど、生涯を通じた健康の保持、増進を支援します。



具体的施策

思春期保健事業の実施	保健センター
各種健康診査事業の実施	保健センター
健康教育・健康相談・訪問指導の実施	保健センター

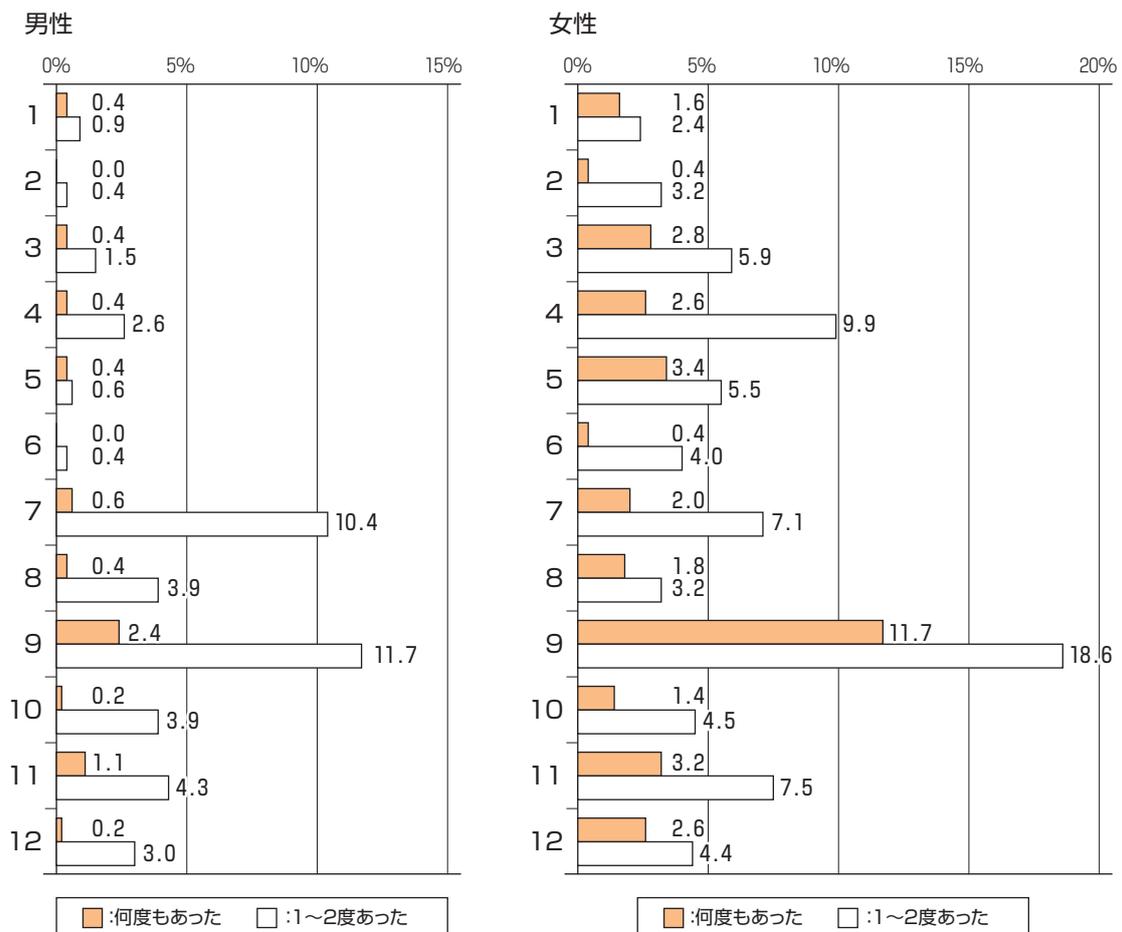
男女間における暴力の現状

夫又は妻やパートナーからの暴力被害経験と行為内容について

(平成15年岩手県調査)

- 1 命の危険を感じるくらいの暴行を受けた
- 2 医師の治療が必要となる程度の暴行を受けた
- 3 医師の治療が必要とされない程度の暴行を受けた
- 4 殴るふりをしておどされた
- 5 嫌がっているのに性的な行為を強要された
- 6 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せられた
- 7 何を言っても長時間無視され続けた
- 8 交友関係や電話・郵便物を細かく監視された
- 9 大声で怒鳴られた
- 10 大切にしているものをわざと壊されたり、捨てられたりした
- 11 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしょなし」と言われた
- 12 必要な生活費を渡されなかったり、お金の使い道を細かくチェックされた

1～12までの暴力行為を「何度もあった」又は「1～2度あった」と答えた人の割合



基本目標4：雇用等の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法整備がされ、男女が共に働くことのできる環境は少しずつ整えられてきています。しかし「女性は家事をこなし仕事をする」「法制度はあるものの利用が進まない」などの実態があり、働く側、雇用する側双方に意識改革の働きかけが必要です。

男女の区別なく、個人の能力を認め合い、意欲を持って働くことのできる平等な職場環境をつくるのが、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現につながります。また、誰もが働き続けることができるよう、出産・育児・介護などに携わる時期には、それに合わせて多様な働き方の選択を可能とする条件整備が求められています。

市民意識調査でも、雇用の場において不平等と感じていることがわかります。就職の際に「男性優遇あるいはどちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人が42.1%おり、働く機会を平等に得ることの難しさが表れています。さらに、職場において「男性優遇あるいはどちらかといえば男性が優遇されている」と感じている人は42.7%、これと比べて「女性優遇あるいはどちらかといえば女性が優遇されている」と感じている人は5.6%で、男女雇用機会均等法など法のもとでの平等を肯定しつつも、性別による不平等感を男女とも強く感じていることを示しているといえます。

また、職場の働く環境については、「大変働きやすいあるいはある程度働きやすい」と感じている人は45.5%と半数近くありますが、男女を比較すると、男性54.1%に対し女性は40.0%と14.1%も低くなっており、女性にとっての働きやすい職場環境づくりが課題です。

さらに、職場環境の不満や悩みについては、男女とも「収入が少ない」「職場の人間関係が難しい」「先行きに不安がある」との回答が大半を占めています。また、男性に比べて女性の回答の割合が高かった不満や悩みは「仕事と家庭の両立が難しい」「子供の面倒を見てくれる場、人がいない」などとなっています。育児、介護等の問題は、従来女性が対処すべきものとされてきた社会通念が未だに存在しているため、女性が仕事を続けていくうえで大きな障害になっています。

男女が共に働く機会を得るためには、すでに制度化されている男女雇用機会均等法など法の趣旨を、雇用主が十分理解し活用できるように、法制度の周知、普及活動を行い、募集や採用の段階での性差別意識をなくすよう働きかける必要があります。

さらに、就業に関する情報を収集し、就業希望者への必要な情報を継続的に提供できる体制を確立するとともに、職業能力の開発を支援していくことが必要です。

また、職場において、家庭と仕事との両立が困難な労働者のために、相談できる体制の整備や、多様な就業形態を選択できるよう雇用主等へ働きかけるとともに、国等の支援制度の活用を促進していくことが必要です。

【施策の方向1】 就業支援と職業能力開発の促進

男女雇用機会均等法をはじめとする各種法・制度の活用を事業主等に働きかけるとともに、募集や採用に関して男女が均等な機会を得られるよう啓発を促進します。

さらに、就業機会の拡大を図るため、情報収集や提供に努めるとともに、研修機会の提供など、能力と意欲を持つ女性の職業能力開発を支援します。



具体的施策

職業訓練、講習等に関する情報提供	労働政策室
無料職業紹介所の開設並びに周知	労働政策室
求職者就職支援職業訓練事業の実施	労働政策室
雇用相談窓口の開設並びに周知	労働政策室
新規学卒者・求職者情報化研修事業の実施	労働政策室
パート労働相談事業の実施	労働政策室

【施策の方向2】 多様な働き方を可能とする労働条件の整備

事業主等に対し事業主行動計画の策定を促すなど、出産や育児・介護に携わる時期のニーズに合わせ、多様な働き方の選択を可能とする制度の導入や、女性の就労者が多いパートタイムなどの労働条件の改善を働きかけ、関係機関とともに就労者の仕事と家庭の両立支援に努めます。

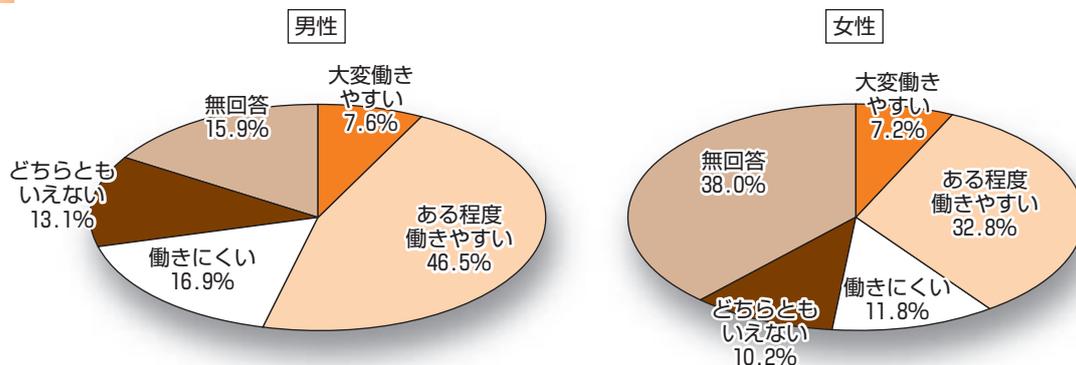


具体的施策

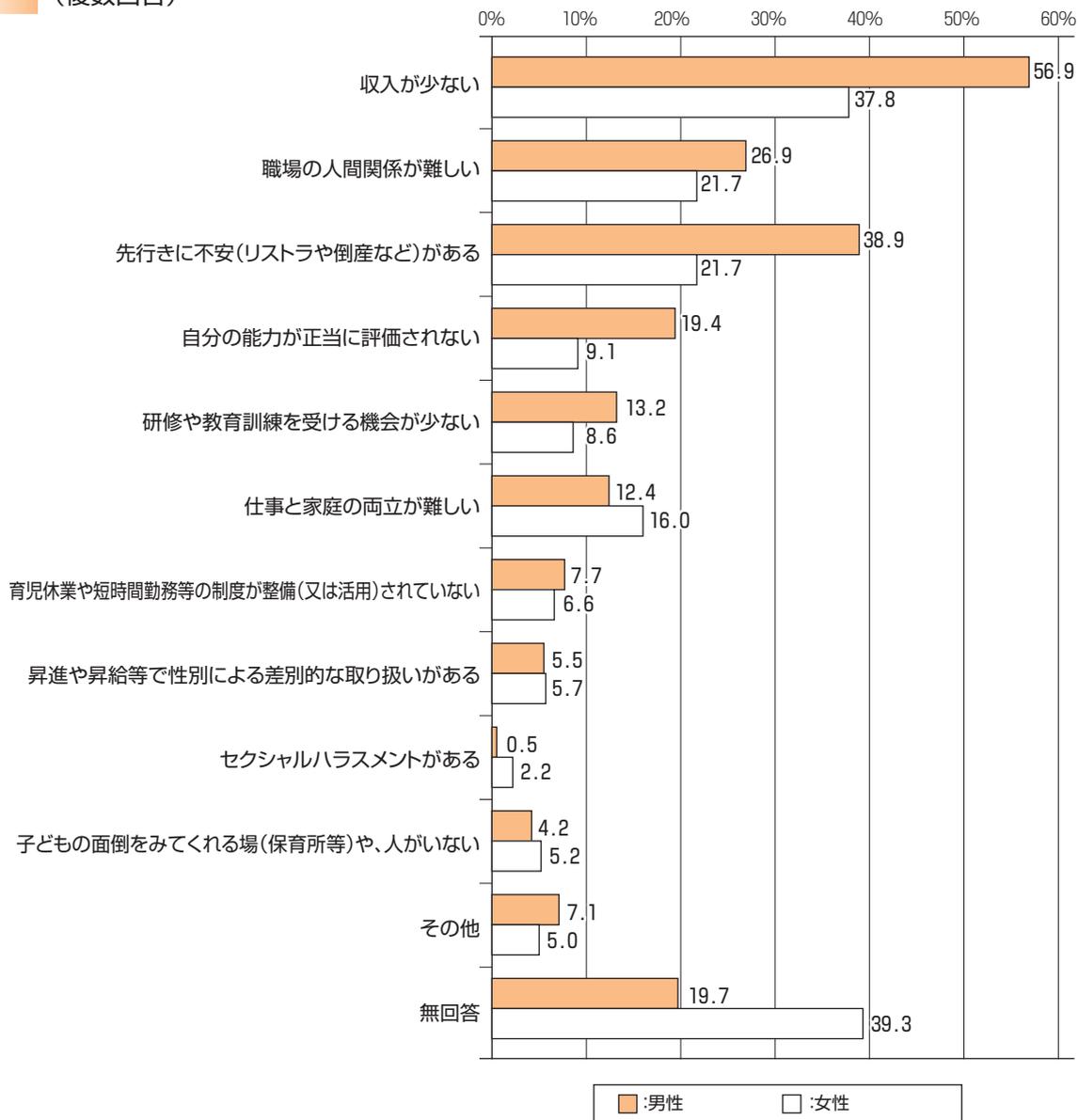
働きやすい労働条件の整備を進めるよう企業等への啓発・情報提供	児童福祉課・労働政策室
市の特定事業主行動計画に基づく相談体制の充実	職員課

職場の働く環境について

(平成17年度市民意識調査)



職場環境の不満や悩みについて (複数回答)



基本目標5：農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、個性や能力が十分に発揮され、経済的にも精神的にも自立できる環境づくりが必要であり、誰もが公平に働き続けることができ、真に望む職業の選択を可能とする条件の整備や、個々人を認め合い、互いを尊重しあう家庭生活や日常生活が送れる社会づくりを進めていくことが求められています。

農業、商工業など自営業の家庭において、仕事と家事にかかる男女の役割分担をみると、仕事の分担は男女対等に行われているにもかかわらず、家事はどんなに忙しくても女性が受け持つという役割分担意識がまだに残っています。特に、仕事と家庭生活が密接にかかわっているため、仕事と家事の負担が女性に偏りがちで、このことが女性の社会参加の課題となっており、男女が対等に連携し、共に充実感を持って働き、暮らすことができるよう労働・生活環境の改善が求められます。

平成12年の国勢調査における当市の産業別就業状況を見ると、就業者数は69,383人で、そのうち農林漁業や商業など自営業が多い分野の就業者は22,374人と32.2%を占め、就業者のなかでも高い比率を示しています。また、そのうち50.7%は女性となっているため、この分野における男女共同参画の推進が、当市全体の推進を図るうえで重要です。

また、市民意識調査では、理想の家事分担を調査したところ、農林業・自営の商工業サービス業の方は男女とも「夫婦で協力」又は「家族で協力」することが望ましいと、ほとんどの人が回答しているにもかかわらず、実際の家事分担について調査した結果、「日常の買い物」59.4%「食事の支度」77.9%「掃除」66.1%「洗濯」74.8%は、『主に妻』が行っていると回答しています。理想と現実には大きな隔たりがあり、この偏りの解消を図ることが課題でもあります。

活力ある農業、商工業等を創出し、男女が共に充実感を持って働き、暮らしていくためにも、日常の行動のあらゆる場面において、男女が互いに支えあい、高めあう関係を築くとともに、女性も決定権と責任を持ち、事業活動に参加しやすい環境を創ることが必要です。

そのため、家族経営協定の締結などにより、適切な労働時間と休日の確保をはじめとする労働環境の整備を図るよう、自営業における男女のパートナーシップの構築を促進していくことが必要です。

あわせて、女性がいままで入りにくかった起業という分野へもスムーズにアプローチできるような環境をつくり、女性が様々な職に就くことが出来、意欲と能力が更に発揮できる取り組みを推進していく必要があります。

【施策の方向1】 自営業における男女の対等な連携（パートナーシップ）の促進

家族経営協定の締結など、男女の固定的な役割分担の見直しと、対等で互いを尊重した役割分担意識が、生きがいと活力ある自営業等の創造となることの啓発や情報提供に努め、男女の対等な連携（パートナーシップ）の構築を促進します。



具体的施策

家族経営協定締結の促進・情報提供	農業委員会・農政課
商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発	商業観光課

【施策の方向2】 女性起業家の育成

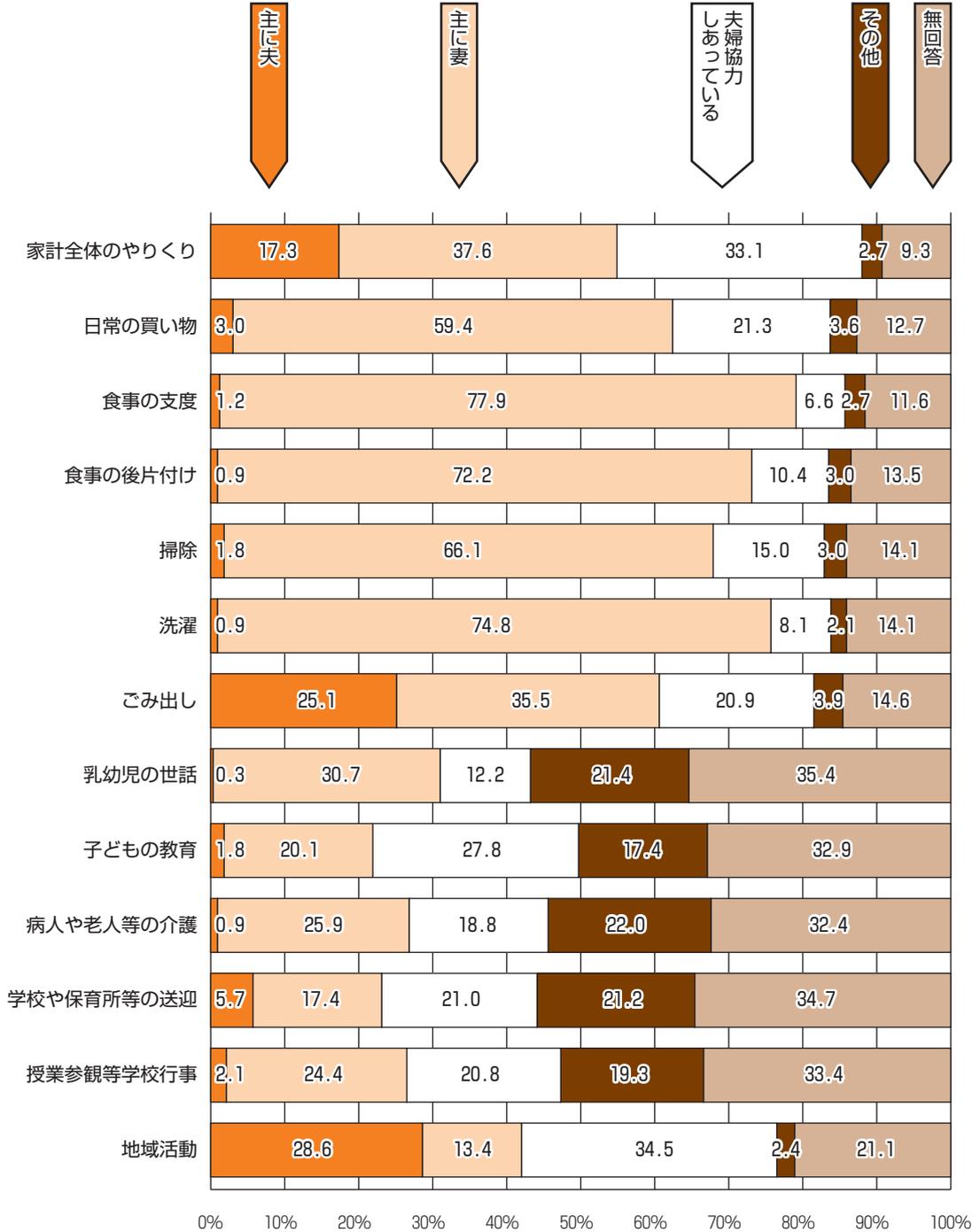
持っている専門的知識・経験を生かした新規就労希望者や、起業を志す女性、関心をもっている女性への情報提供に努めるとともに、女性起業家の育成につながるよう講習会の開催や相談体制の充実を図ります。



具体的施策

農村女性育成事業の実施	農政課
女性の農業農村指導士の認定促進	農政課
女性の認定農業者の認定申請への促進	農政課
女性起業家（農家民宿・農産加工・直売・農家レストラン）への情報提供	農政課
起業を目指す女性に対する必要な知識やノウハウに関する情報提供・相談等の支援	商業観光課
女性起業家・経営者等の交流・連携の促進	商業観光課

家事分担について
(農林業・自営商工業サービス業の既婚者の方の回答)



基本目標6：家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

男女が共にいきいきと輝き、明るく、充実した人生を送るためには、共に支えあい、それぞれの生き方を尊重しあう家庭とみんなで作る住みよい地域社会の存在が基盤となります。家庭生活を営むうえで、家族の誰かが必ずしなければならない家事や育児、介護など様々な問題に直面したとき、固定的性別役割意識にとらわれることなく、家族が互いに協力し合う意識と行動が必要です。

また、従来、家事・育児・介護などは女性が行うという偏った役割分担意識が強く、それが女性の負担を大きくし、また、地域活動における女性のかかわり方に対する意識や固定的な役割を求める在り方が、女性の地域コミュニティ活動を始めとする様々な社会活動への参加を阻害してきたといえます。介護、子育て支援体制の構築をはじめ、固定観念意識にとられない地域活動など、女性が社会に参加しやすい環境づくりが求められます。

市民意識調査では、理想の家事分担を調査したところ、男女とも、ほとんどの人が「夫婦で協力」又は「家族で協力」することが望ましいと回答しています。

しかし、実際の家事分担について調査した結果、「食事の支度・後片付け」「掃除」「洗濯」は、『主に夫』が0.5%から2.5%程度であるのに対し、『主に妻』は62.4%から77.5%との回答でした。「乳幼児の世話」と「介護」においても、『主に夫』と回答したのは、0.4%と0.9%、『主に妻』と回答したのは30.5%と22.5%で、家事・育児・介護の多くを女性が担っているのが現状です。理想としては協力し合おうとしていながらも、女性に偏っている現実があり、この理想と現実の乖離を解消することが課題です。

また、市民意識調査による、少子化の要因を調査した結果、男性は1番に「経済的負担が大きい」と答えていますが、女性は「出産や子育てと仕事との両立の困難」を1番と回答しており、子育ての負担は仕事や社会への参画を望む女性への課題となっています。

さらに、将来自分を受けたい介護のあり方について調査した結果「子供、孫に介護されることを望む」は12.7%、「老人ホームなどの施設や病院での介護を望む」が27.1%という結果であり、このことから、介護を一家族だけで解決することの難しさを認識し、女性に偏りがちな負担を軽減しようとする意識と、地域社会で支える必要性を多くの人が認識していると読み取れ、介護にかかる支援体制づくりが課題です。

家庭における、家事・育児・介護など女性に偏っている役割について、見つめ直し、男女が対等な立場で相互に協力する望ましい家庭生活の創造に向けて、それらの実践を促す啓発活動や学習機会の提供を図ることが必要です。

また、子供に対する親としての自覚を促しながら、託児サービスをはじめ、行政と地域が一体となって子供を健やかに育てる環境を充実させていくとともに、介護支援サービスの充実など、高齢者が安心して暮らせる条件整備を図り、女性が社会に参画しやすい環境を推進することが必要です。



【施策の方向1】 家事と育児・介護における性別にかかわらず役割分担

固定的な性別役割分担の意識を取り除き、互いに協力し合う、望ましい家庭生活を構築するため、家庭における家事や育児、高齢者や障害者等の介護など、女性に偏っている役割について見直すための啓発活動や学習機会の提供を図り、男性の参画気運を醸成します。



具体的施策

両親学級の実施	保健センター
すくすく子育て学級の実施	保健センター
幼児食教室・遊びの教室の実施	保健センター
家族介護支援対策の充実	社会福祉課

【施策の方向2】 子育てにやさしい環境づくり

安心して子供を生み育てることができ、かつ地域社会への参画を推進するため、放課後児童対策など子育て中の過程で求められる多様なニーズに対応した支援策を展開するとともに、子育ての悩みや不安を軽減するための相談体制の充実を促進します。



具体的施策

各種イベントにおける託児サービスの実施	各担当課
母子相談の実施	保健センター
発達支援相談の実施	保健センター
産後サポーター派遣事業の実施	保健センター
保育料の軽減	児童福祉課
特別保育事業の充実	児童福祉課
放課後児童対策の充実	児童福祉課
母子・父子家庭に対する生活支援の実施	児童福祉課
ファミリー・サポート・センターの実施	児童福祉課
子育てサポートの実施	児童福祉課
幼稚園早期入園（2歳児）特区の実施	学校教育課

【施策の方向3】 高齢者等が安心して暮らせる条件整備

地域主体の世代間交流などの支援や介護予防・支援サービスの充実など、高齢者等が安心して暮らすことが出来る条件整備を図るとともに、高齢者や障害者等の介護など女性に偏りがちな負担を軽減し、女性が社会参画しやすい環境づくりを促進します。

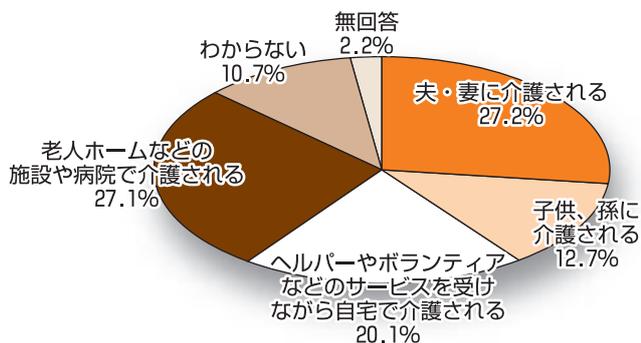


具体的施策

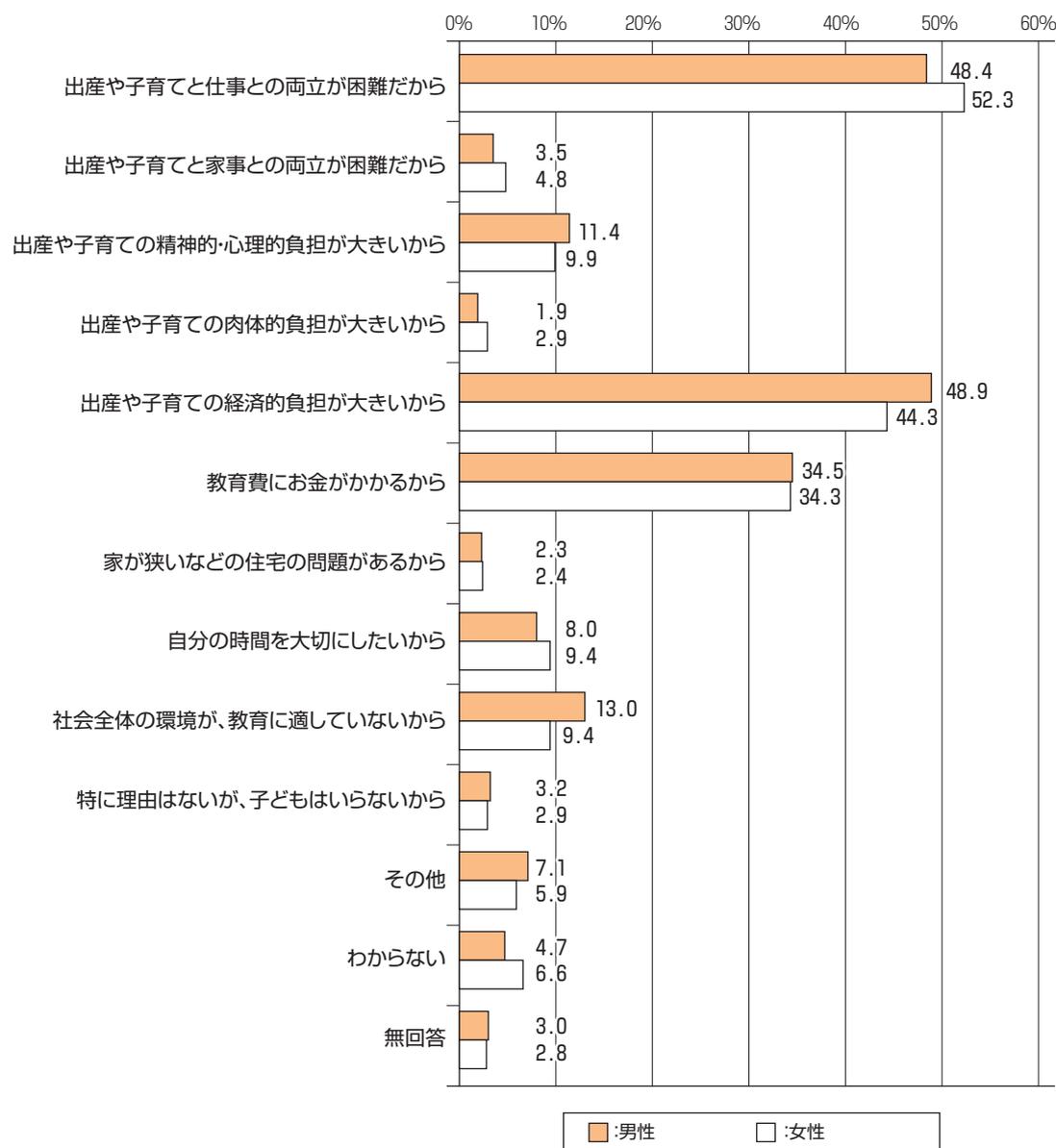
地域ケア体制の整備	社会福祉課
施設福祉サービスの充実	社会福祉課
高齢者等の社会活動参加への支援	社会福祉課・生涯学習課
地域支援事業の推進	社会福祉課・保健センター

将来自分が受けたい
介護のあり方について

(平成17年度市民意識調査)



少子化の要因について
(複数回答)





第4章 推進体制

このプランを総合的・効果的に推進し「男女がお互いを尊重し支えあう輝く地域社会」を実現していくためには、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりが主体的に取り組むことが大切です。そのため、行政はもとより市民、企業、各種団体など地域社会が一体になって取り組み、相互に連携、協力していくことが重要です。

また、このプランを効果的に推進していくため、施策の進行状況や数値目標の達成状況を点検し、その情報を公開していきます。

1. 市民との連携

男女共同参画社会の実現を目指すためには、市民一人ひとりが問題意識を持ち、それを自らの課題としてとらえ、身近なところから実践していくことが大切です。市では、各種講座の開催や広報、パンフレット等の活用により、様々な機会をとらえ市民の意識啓発・醸成を図るよう努めます。

また、男女共同参画関係機関、団体等との情報交換の場の提供をすすめるとともに、男女共同参画に関心のある各種グループや個人との連携を強化し、相互に協力しながら男女共同参画社会の構築のための活動の輪を広げます。

さらに、市民の意見を反映するため、市民で構成する「一関市男女共同参画推進懇話会（仮称）」を設置し、男女共同参画推進への意見・提言の機会を確保します。

2. 市の推進体制の強化

このプランを推進していくためには、職員の共通認識のもと庁内の総合的な連携体制が必要です。そのため職員研修等で男女共同参画に対する職員の意識啓発を図るとともに、推進組織として設置した「一関市男女共同参画推進本部」において、庁内各課との連携を図りながら、全庁的に施策の推進及び総合調整を行っていきます。

また、推進状況等の調査を行い、このプランが総合的かつ効果的に推進されているかを検証し、次の施策の展開に活かして行きます。

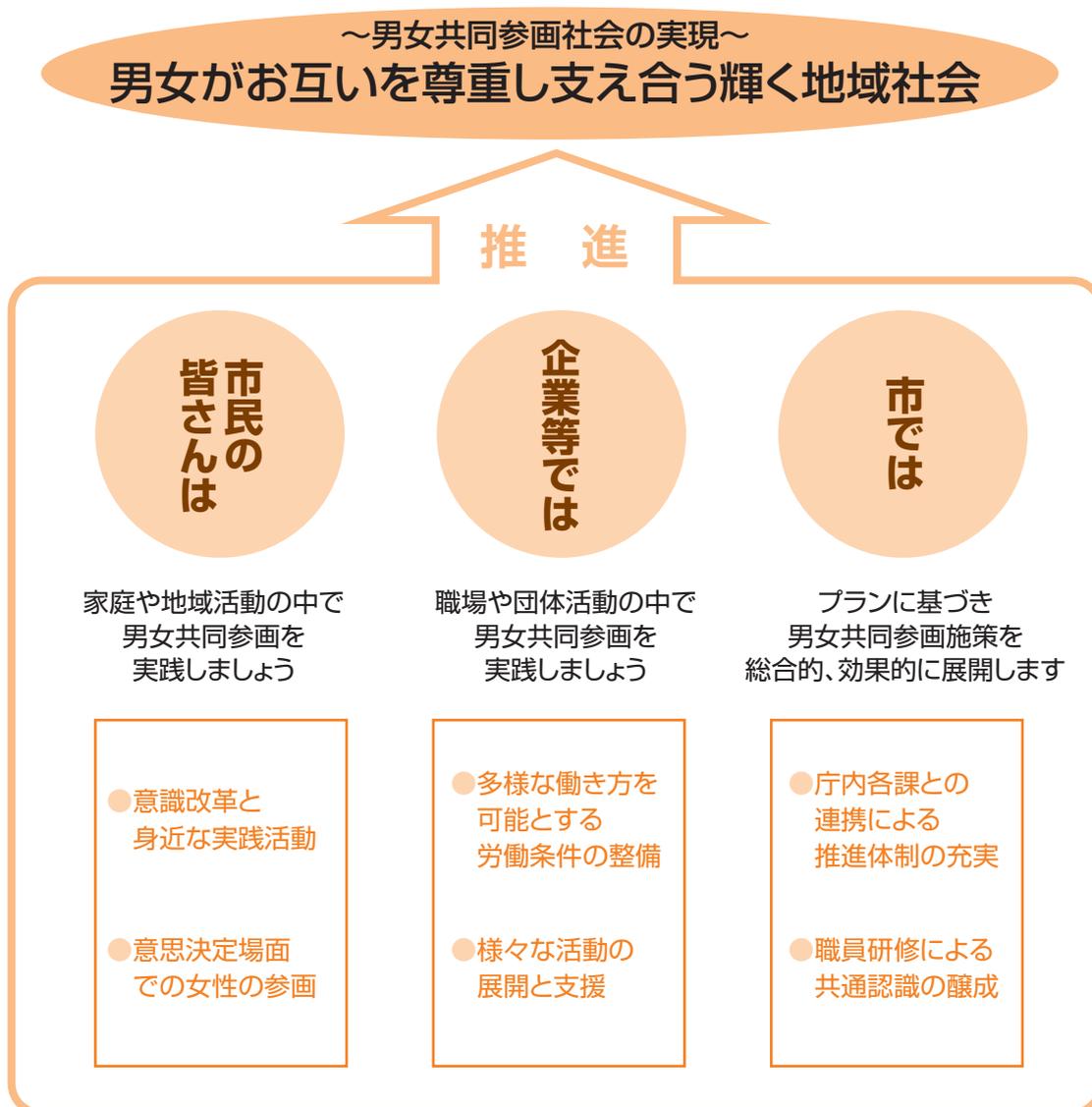
3. 相談機能の充実

男女共同参画はあらゆる分野に関連するため、関係機関等との連携を図りながら、DV等様々な問題も身近な所で気軽に相談しやすい体制を整備するとともに、専門的な相談内容にも対応できるよう機能の充実を図ります。

4. 推進状況の調査・公開

プランを着実に推進するためには、適切な進行管理が必要です。推進状況を定期的に調査し、把握するとともに、その結果をホームページ等で情報公開するなど、プランに基づき、積極的かつ効果的に施策が実施されているかを検証しながら推進します。

男女共同参画推進体系図





第5章 主要指標及び施策一覧

1. 主要指標

指標名	単位	現状	目標	考え方	
		17年度	23年度		
基本目標1：意識改革で進める男女共同参画					
1	男女共同参画サポーターのいる地域の割合 企画調整課	%	71.4	100.0	全地域への配置を目指す
2	公民館等事業における啓発講座の開催回数 生涯学習課	回	2	30	全公民館で年1回以上の開催を目指す
3	不平等感 (社会通念、慣習、しきたりの中での男女の不平等を感じる市民の割合) 企画調整課	%	62.2	60.0	県と同率
基本目標2：女性の参画拡大で進める男女共同参画					
4	審議会等における女性委員の比率 (女性委員のいる審議会等の割合) 企画調整課	%	18.4 (73.4)	35.0 (100.0)	全委員の1/3を目指す(全審議会等での女性委員委嘱を目指す)
5	男女共同参画サポーター認定者数 (うち男性の占める割合) 企画調整課	人 %	30 (13.3)	70 (15.0)	毎年7人の増を目指す (県と同率)
基本目標3：個の尊重で進める男女共同参画					
6	DVに関する周知度 (DVとは何か内容を知っている市民の割合) 児童福祉課・企画調整課	%	—	70.0	県と同率
7	基本健康診査受診率 保健センター	%	39.5	42.5	毎年概ね0.5%の増を目指す
基本目標4：雇用等の場における男女共同参画の推進					
8	女性の求職希望者の就職率 労働政策室	%	41.3	43.0	県と同率
9	働きやすい職場環境 (働きやすい職場環境であると感じる市民の割合) 企画調整課	%	45.5	60.0	半数を超えることを目指す
基本目標5：農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進					
10	家族経営協定締結農家数 農政課	人	95	199	全国の平均増加率と同率
11	女性の認定農業者数 農政課	人	20	35	全国の女性比率と同率
基本目標6：家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進					
12	地域子育て支援センター設置数 児童福祉課	所	6	9	全地域への設置を目指す
13	介護老人福祉施設入所希望者の待機率 社会福祉課	%	1.3	1.0	毎年20人の減を目指す
14	理想の家事等の分担 (男女が協力して家事・育児等を行ったと感じる市民の割合) 企画調整課	%	20.3	33.3	市民意識調査において、家事分担の項目の中で、夫婦が協力している比率が最も高かった項目の率を目標値とする

2. 施策一覧

基本目標 1：意識改革で進める男女共同参画

施策の方向 1：男女共同参画意識の啓発		
具体的施策	施策の内容	担当課
男女共同参画に関する市民意識調査・研究	男女共同参画事業の推進や効果的な実践活動を行うための方向性を見極めるため、市民意識の調査・研究を行う	企画調整課
男女共同参画啓発事業(男女共同参画講演会等)の実施	男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会の実現を目指した意識啓発として講演会等を実施する	企画調整課
広報紙やホームページ等を通じた意識啓発活動	身近な媒体として広報誌やホームページを利用して、男女共同参画に関する意識の浸透と啓発を図るための情報を提供する	企画調整課
職員研修における男女共同参画意識の啓発	市職員における男女共同参画に関する意識啓発を図るとともに、職員間での共通理解を得られるよう職員を対象とする研修会を開催する	職員課
施策の方向 2：制度・慣行の見直し		
様々な機会を捉えた制度の周知	講演会、ワークショップ等様々な機会を通じ、男女共同参画に関係する制度等の周知を図る	企画調整課
広報紙やホームページ等を通じた情報提供	身近な媒体として広報紙やホームページを利用して、男女共同参画に関連する諸制度等を掲載し情報提供を図る	企画調整課
地域公民館等の事業における男性向け講座の開催	地域公民館等の事業に男性対象の講座を設け、様々な体験を通じて男女共同参画への意識啓発を図る	生涯学習課
施策の方向 3：教育・学習における男女共同参画意識の醸成		
男女平等の意識を高める教育の推進	学校教育全体を通じた人権尊重・男女平等教育、家庭科教育を推進する	学校教育課
中・高校生に対するインターンシップ等就業機会の提供	職場体験学習により、働くことの意義や目的の理解及び望ましい仕事観や職業観を醸成することと併せ、自主的に自己の進路を選択・決定できる能力や意欲・態度を育成する	労働政策室 学校教育課
地域公民館等の事業における啓発講座の開催	地域公民館等の事業に男女共同参画に関する講座を設け、市民への意識啓発を図る	生涯学習課
就学時検診等を活用した子育て講座、思春期の子供を持つ親のための子育て講座の開催	小学校入学前の子供や思春期の子供を持つ親を対象に、子育てやしつけなどについて考える機会を提供し、家庭教育の支援を図る	生涯学習課
施策の方向 4：国際交流と相互理解の促進		
国際交流イベントの開催	国際交流イベントを開催する国際交流関係団体を支援することにより、地域の外国人との交流を深めたり、外国人も同じ住民であるという「多文化共生」を理解することと併せ、国際社会における女性問題等についての情報収集や学習機会の提供を図る	地域振興課
日本語教室・外国語教室の開催	日本語教室や外国語教室を開催する国際交流関係団体を支援することにより、地域に暮らす外国人への日本語習得の支援や異文化理解を推進する	地域振興課

基本目標2：女性の参画拡大で進める男女共同参画

施策の方向1：市政への女性の参画推進		
具体的施策	施策の内容	担当課
各種審議会・委員会等への女性の登用	政策方針決定の場へ女性の意見を十分反映できるよう公募委員を増やすなどで女性の登用を促進し、女性が積極的に市政参加できる機会を拡充する	各担当課
人材バンク制度の活用	まちづくりへの意見を持ち、市政への参画意欲がある女性の活動機会を確保するため、各種委員等の選考に人材バンク（まちづくりスタッフバンク）制度を活用する	各担当課
市長と女性団体との懇談会の開催	市政について女性団体と市当局との意見交換の機会を提供し、女性の市政への参画推進を図るとともに、女性団体の地域活動の活性化につなげる	生涯学習課
施策の方向2：人材育成と情報収集・提供		
各種研修会への派遣	各担当課において研修会へ女性職員を積極的に参加させ専門知識の習得の機会を確保するとともに、参加対象者が職員以外の場合もその関係団体に女性が参加できるよう働きかけ、学習機会の提供を図る	各担当課
男女共同参画サポーター養成等への派遣	男女共同参画サポーター養成講座等への派遣を行い、地域に男女共同参画を推進するリーダーを育成する	企画調整課
男女共同参画を進める関係団体等の情報収集・ネットワーク化	男女共同参画を進めるうえで関係する団体等の情報収集を行い、情報の提供や交換ができる機会を設けるなど、つながりを広げる	企画調整課
女性団体への活動支援	女性団体関係の活動支援として、情報提供や会議の開催、研修会への参加促進等を行う	生涯学習課
学習要求に応じた講師派遣の実施	市民、団体等のニーズに合わせた講師の派遣を実施する	生涯学習課
施策の方向3：企業・団体等における女性の参画と社会参加の意識づくり		
公共的団体・地域団体等への女性の参画啓発	各担当課で関係している公共的団体（協議会等）・地域団体に、女性の参画を働きかけ、積極的な社会参加への意識づくりを促進する	各担当課
農業、農村組織への女性の参画促進	女性の積極的な社会参加促進のため、農業、農村組織等に、女性の参画の場の確保を働きかける	農政課
企業等における女性の各分野への参画啓発	企業等に、様々な分野に女性が参画できるよう働きかけ、積極的な社会参加への意識づくりを促進する	工業課 労働政策室

基本目標3：個の尊重で進める男女共同参画

施策の方向1：あらゆる暴力行為の根絶		
具体的施策	施策の内容	担当課
DV等に対する相談体制の強化	DV等の被害者の保護と生活支援のため、既存の制度・支援内容を有効に活用しながら、関係機関等と連携し相談体制の強化を図る	児童福祉課
人権擁護に関する連携・協力体制の充実	人権擁護のため、振興局、警察署等の関係機関と庁内関係部署との連携及び情報交換を密にし、協力体制の充実を図る	児童福祉課
施策の方向2：生涯を通じた健康支援		
思春期保健事業の実施	思春期の男女に対する心と身体について理解を深めるため、家庭や学校保健との連携を図り、情報提供や各種教室を開催する	保健センター
各種健康診査事業の実施	健康で安心して働くことができる環境づくりに努めるため、各種健康診査を実施する	保健センター
健康教育・健康相談・訪問指導の実施	自ら進んで心身両面の健康保持増進に努めるよう、健康教育、相談、訪問等により支援する	保健センター

基本目標4：雇用等の場における男女共同参画の推進

施策の方向1：就業支援と職業能力開発の促進		
具体的施策	施策の内容	担当課
職業訓練・講習等に関する情報提供	意欲と能力に応じた就業機会と待遇を確保するため、職業訓練及び講習等の情報を提供する	労働政策室
無料職業紹介所の開設並びに周知	Uターン就職希望者や職業訓練修了者等に対し、意欲と能力に応じた就業機会を確保するため、就職の紹介斡旋を行う	労働政策室
求職者就職支援職業訓練事業の実施	離職者の再就職の促進を図るため、雇用能力開発機構岩手センター等から委託を受けて訓練協会等が行う職業訓練事業に対し、経費の一部を助成する	労働政策室
雇用相談窓口の開設並びに周知	求職者の早期就職に向けて、本庁・各支所における窓口相談体制の充実を図る	労働政策室
新規学卒者・求職者情報化研修事業の実施	パソコン技術の習得を採用条件とする雇用ニーズに対応し、新規学卒者等未就職者を対象として、パソコン操作技術の習得と職業能力開発講話等の研修会を実施する	労働政策室
パート労働相談事業の実施	労働力確保がパートタイムへと方向転換しつつある中、家庭婦人などの潜在的労働力がパート就労を希望するなどパートタイムが増加している状況を踏まえ、パートバンクに相談員を配置する	労働政策室
施策の方向2：多様な働き方を可能とする労働条件の整備		
働きやすい労働条件の整備を進めるよう企業等への啓発・情報提供	男女ともに、それぞれの可能性を生かして仕事が続けられる労働環境づくりのため、育児・介護休業法等の就労を支援する法制度の周知や労働時間の短縮等、男女が充実して働ける労働条件の導入を進めるよう関係機関へ働きかける	児童福祉課 労働政策室
市の特定事業主行動計画に基づく相談体制の充実	子育てで生じるさまざまな負担や障害をできるだけ軽減するとともに、子育てと仕事の両立を職場全体で支援する	職員課

基本目標5：農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進

施策の方向1：自営業における男女の対等な連携（パートナーシップ）の促進		
具体的施策	施策の内容	担当課
家族経営協定締結の促進・情報提供	家族みんなで経営方針や就業条件等について話し合い、合意のうえ役割と責任を明確にし、家族全員が男女を問わず経営のパートナーとして位置づけられるよう、家族経営協定に関する情報を提供し締結促進を図る	農業委員会 農政課
商工自営業における家族労働条件を明確にする啓発	家族みんなで経営方針や就業条件等について話し合い、合意のうえ役割と責任を明確にし、家族全員が男女を問わず経営のパートナーとして位置づけられるよう、情報提供を図る	商業観光課
施策の方向2：女性起業家の育成		
農村女性育成事業の実施	農村女性関連の研修会やフォーラム、フェスティバル等への参加促進や農産加工研修等の実施により、経営者意識の啓発や技の伝承など農村女性の育成に努める	農政課
女性の農業農村指導士の認定促進	農業・農村の振興に意欲的に取り組んでいる優れた女性農業者を若手県農業農村指導士として県に推薦し認定を促進することで、女性の視点を活かし農業及び農村の一層の発展を図る	農政課
女性の認定農業者の認定申請への促進	農業就業人口の過半数を占める女性を農業経営者として明確に位置付けし、農業の重要な担い手として育成と確保を図る	農政課
女性起業家（農家民宿・農産加工・直売・農家レストラン）への情報提供	シンポジウムや研修会等への参加促進をはじめ、起業家にとって活用できる制度等の情報提供を行う	農政課
起業を目指す女性に対する必要な知識やノウハウに関する情報提供・相談等の支援	起業家に必要な知識やノウハウ、活用できる制度等情報提供を行うとともに、相談等の支援を図る	商業観光課
女性起業家・経営者等の交流・連携の促進	商工会議所や商工会の女性部間の交流支援や、起業家セミナー等研修会の参加者を集めた懇談会を開催する	商業観光課

基本目標6：家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進

施策の方向1：家事と育児・介護における性別にかかわらず役割分担		
具体的施策	施策の内容	担当課
両親学級の実施	妊婦自身の健康の保持増進と安全な出産を支援するとともに、夫に対し子育てのパートナーとしての自覚を促し、両親にとって出産への不安解消を図る	保健センター
すくすく子育て学級の実施	5～7ヶ月児を持つ保護者を対象に、乳幼児の健康と保健教育、離乳食講習会等を開催し、子どもの健やかな発達の促進と両親の育児不安等の軽減を図る	保健センター
幼児食教室・遊びの教室の実施	1歳6ヶ月から就学前の幼児と保護者を対象に、家庭での接し方、遊び方、幼児食の進め方を学習する機会を提供する	保健センター
家族介護支援対策の充実	寝たきり高齢者等の家族にかかる在宅介護負担を軽減するため、要介護度に応じた介護手当の支給などのサービスの充実に努める	社会福祉課

施策の方向2：子育てにやさしい環境づくり		
具体的施策	施策の内容	担当課
各種イベントにおける託児サービスの実施	各種イベント(講演会等)開催の際には託児サービスを行い、小さな子供の保護者も地域活動等に参加しやすい環境づくりに努める	各担当課
母子相談の実施	母子健康手帳を交付するとともに、常設の母子相談室での面接相談を行い、妊婦が妊娠中を健康に過ごし、心身ともに健やかな子を出産し、安心して育児が行えるよう支援する	保健センター
発達支援相談の実施	発育、発達について支援が必要な乳幼児の保護者に対し、専門スタッフによる相談支援を行う	保健センター
産後サポーター派遣事業の実施	出産後概ね1ヶ月の新生児及び産婦に対しサポーターを派遣し、食事づくりやもく浴などの支援を行う	保健センター
保育料の軽減	保育所保育料を軽減し、入所児童の保護者の負担軽減を図る	児童福祉課
特別保育事業の充実	保護者の多様なニーズに対応し、延長保育や一時保育、地域子育て支援センター等の特別保育事業を拡大・充実し、子育て支援を図る	児童福祉課
放課後児童対策の充実	両親の就業等により、昼間保護者が不在となる小学校低学年の児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ等の拡充に努める	児童福祉課
母子・父子家庭に対する生活支援の実施	母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭で生活に支障が生じている家庭に対し、生活支援及び子育て支援を行う	児童福祉課
ファミリー・サポート・センターの実施	仕事と育児を両立し安心して働けるよう支援するため、子育ての援助を受けたい人と援助したい人が会員となって組織する「ファミリー・サポート・センター」の実施、拡充を図る	児童福祉課
子育てサポートの実施	子育てに悩む親を支援するため、親子の交流支援、子育て相談、子育て情報の提供等を実施する	児童福祉課
幼稚園早期入園(2歳児)特区の実施	2歳児の早期入園により、子どもの心の健やかな発達の促進と親の育児不安の軽減を図る	学校教育課
施策の方向3：高齢者等が安心して暮らせる条件整備		
地域ケア体制の整備	高齢者等を地域で支え合うため、福祉にかかわる施設間の連携体制の充実に努める	社会福祉課
施設福祉サービスの充実	安心で快適な介護を受けることができるよう、養護老人ホーム、介護保険施設等の施設設備の充実促進に努める	社会福祉課
高齢者等の社会活動参加への支援	高齢者等が地域社会で積極的に活動するため、高齢者大学などの学習支援や、老人クラブ等の活動助成を行う	社会福祉課 生涯学習課
地域支援事業の推進	介護保険非該当者等の高齢者に対し、これからも介護や支援が必要とならないよう介護予防の取組みを行う	社会福祉課 保健センター



資料

1. 用語解説
2. プラン策定経過
3. アンケート結果
4. 関連法令
5. 組織の要綱、名簿

1. 用語解説

参加と参画	参画…物事を企画立案、意思決定の段階から主体的に関わる こと 参加…行事、会合など既に決まっていることに加わること
性別役割分担意識	「男は仕事」「女は家庭」に代表されるような、性別によって 役割を分担するのが当然だとする固定的な考え方
パートナーシップ	対等な関係のもとでの協力 男女が対等な関係に立ち、連携をとりながら責任を持って行 動すること
ドメスティックバイオレンス (DV)	配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係（過去も含む）に ある男女間での暴力行為 身体的、精神的、経済的、社会的、性的暴力など多岐にわたる
セクシャル・ハラスメント	性的嫌がらせ、相手の意に反した性的発言や行動 職場でのセクシャル・ハラスメントは、それを繰り返すこと によって、就業環境を著しく悪化させる
男女共同参画サポーター	岩手県が行なう男女共同参画サポーター養成講座の所定の講 座を受講した方 県内各地域での推進活動を期待して、県がサポーターとして 認定
家族経営協定	農業経営に関する将来ビジョンや役割分担、就業条件、収益 配分などについて、家族で合意した取り決めを文書で行うこと
インターンシップ	生徒が産業の現場などで、自分の学習内容や進路などに関連 した就業体験をすること
特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法において、国及び地方公共団体の 機関が策定・公表を義務付けられている行動計画 職員の仕事と子育ての両立支援を目的とする
ファミリー・サポート・センター	仕事と育児を両立し、安心して働ける環境を築くことを目的 とし、子育てを支援したい人と支援を受けたい人からなる組織

2. プラン策定経過

H17. 9.20	新一関市 企画振興部企画調整課に男女共同参画推進係設置
H17.12.12~12.27	市民意識調査（一関市総合計画策定アンケート）実施
H18. 2.13	一関市男女共同参画推進本部設置 第1回一関市男女共同参画推進本部会議開催
H18. 3.10	一関市男女共同参画プラン策定懇話会設置
H18. 3.20	第1回一関市男女共同参画プラン策定チーム会議開催
H18. 4.12	第1回一関市男女共同参画プラン策定懇話会・男女共同参画研修会開催
H18. 5. 8	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 6. 9	第2回一関市男女共同参画プラン策定チーム会議開催
H18. 7. 4	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 7.10	第2回一関市男女共同参画推進本部会議開催
H18. 7.11	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 7.19	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 7.25	第2回一関市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18. 7.28	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 8. 4	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18. 8. 7	第3回一関市男女共同参画推進本部会議開催
H18. 8.22	第3回一関市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.10.30	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18.11.1~11.17	パブリックコメント実施
H18.11.21	一関市男女共同参画プラン策定チーム素案検討
H18.11.27	第4回一関市男女共同参画推進本部会議開催
H18.12.22	第4回一関市男女共同参画プラン策定懇話会開催
H18.12.25	「いちのせき男女共同参画プラン」策定

3. アンケート結果

一関市総合計画策定アンケート 《男女共同参画関係抜粋》

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、市民の男女共同参画に関する意識と生活実態等を把握することにより、「いちのせき男女共同参画プラン」を策定するための基礎資料とするものです。

2 実施主体

一関市

3 調査内容（男女共同参画関係抜粋）

- ① 「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方について
- ② 自分の身の回りでの男女の平等感について
- ③ 家庭生活における家事分担等について（現状・理想）
- ④ 少子化の要因について
- ⑤ 受けたい介護のあり方について
- ⑥ 職場の働く環境について
- ⑦ 職場環境の悩みについて
- ⑧ 男女共同参画社会を築いていくために重要なことについて

4 調査の方法

アンケート区分	市民アンケート	中・高校生アンケート	企業アンケート	通勤者アンケート
調査対象	18歳以上の市民	市内の中学3年生 ・高校2年生	市内および岩手県 南・宮城県北の企業	市外からの通勤者
標本数	4,500人 ◇男性2,200人 ◇女性2,300人	300人 ◇男性150人 ◇女性150人	50社	100人 ◇男性50人 ◇女性50人
抽出方法	住民基本台帳により無作為抽出	学校毎に標本数・男女内訳を定め、各学校に抽出依頼	事業所統計の産業分類別に50社を任意抽出	誘致企業毎に標本数を定め、各企業に抽出依頼
調査内容 (男女共同参画関係)	①から⑧まで全部	①のみ	⑧のみ	⑥・⑦

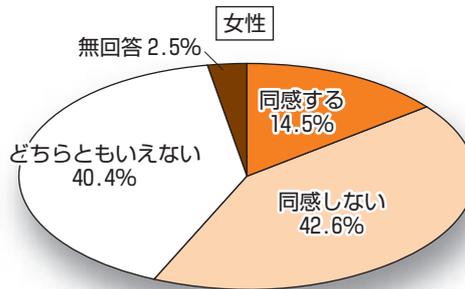
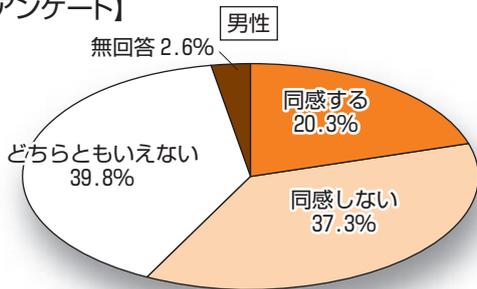
※ 調査・回収方法：郵送による配付・回収
調査期間：平成17年12月12日～12月27日

II 調査結果

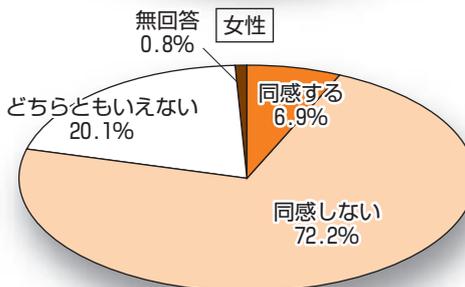
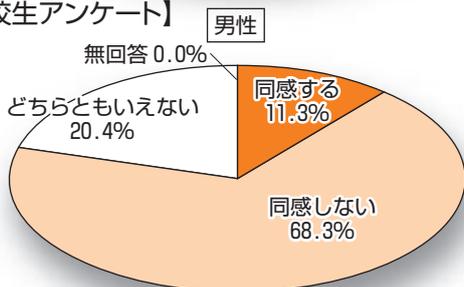
	市民アンケート	中・高校生アンケート	企業アンケート	通勤者アンケート
回収数	1,823人	288人	25社	75人
回収率	40.5%	96.0%	50.0%	75.0%
構成比	男性43.7% 女性55.0% 不明 1.3%	男性49.3% 女性50.0% 不明 0.7%		男性52.0% 女性48.0% 不明 0.0%

① 日本の社会において「男は仕事、女は家庭」という固定的な考え方がありますが、この考えについてあなたはどのように感じていますか。

【市民アンケート】



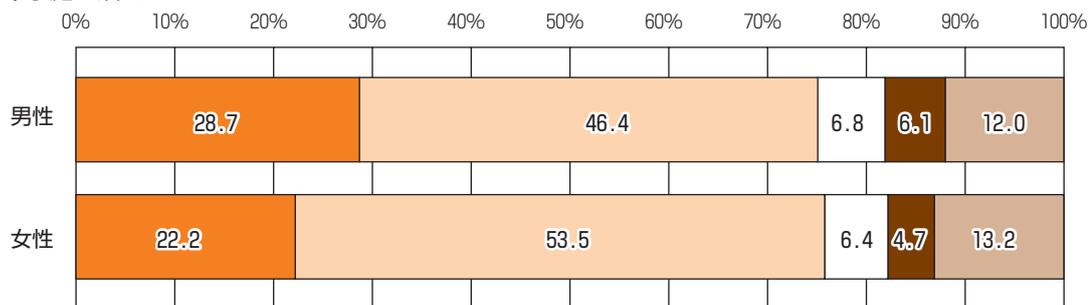
【中・高校生アンケート】



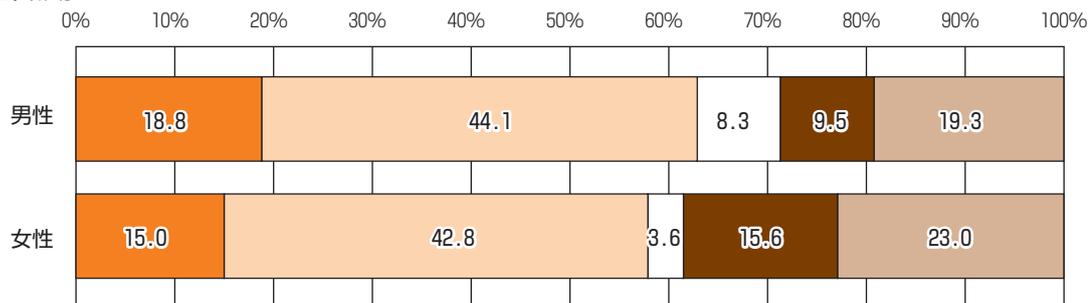
② 1)～9)の場面において、あなたの身の回りでは男女平等になっていると思いますか。



1) 家庭生活で

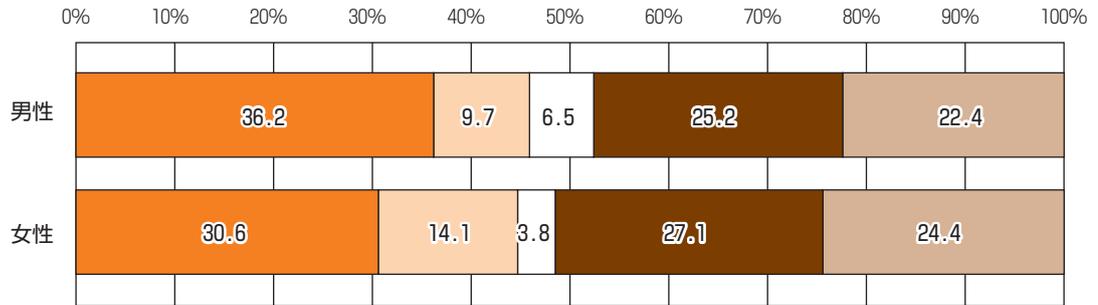


2) 職場で

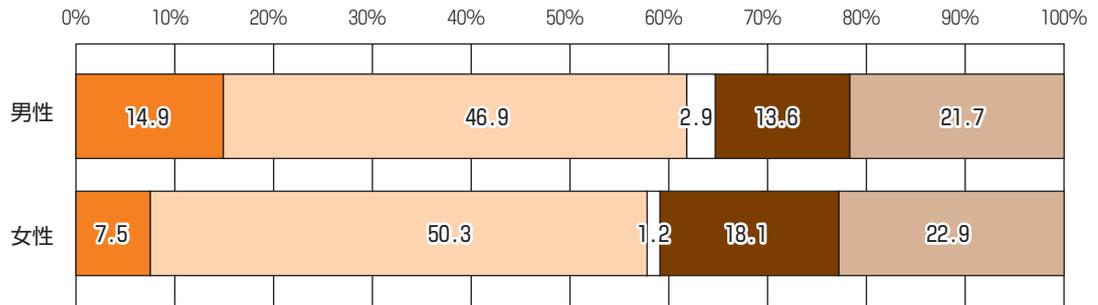




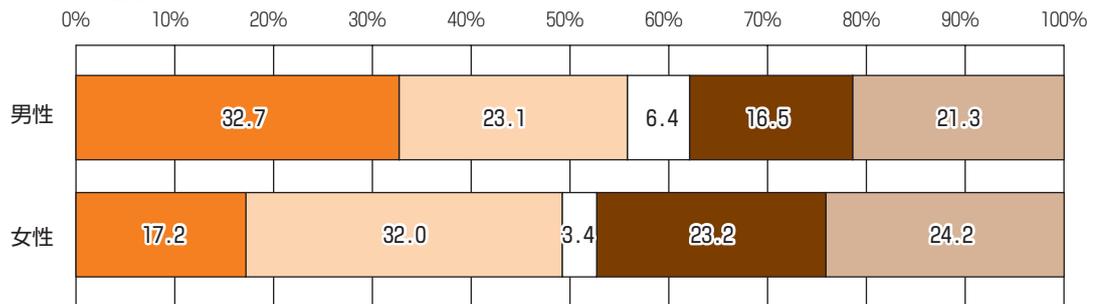
3) 学校教育の場で



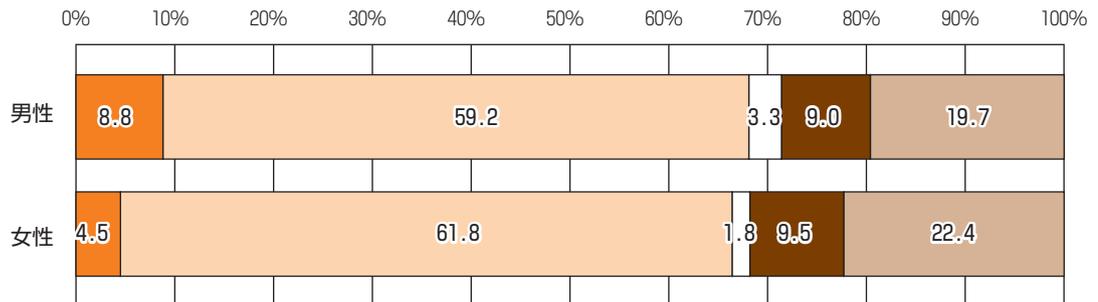
4) 政治の場で



5) 法律や制度上で

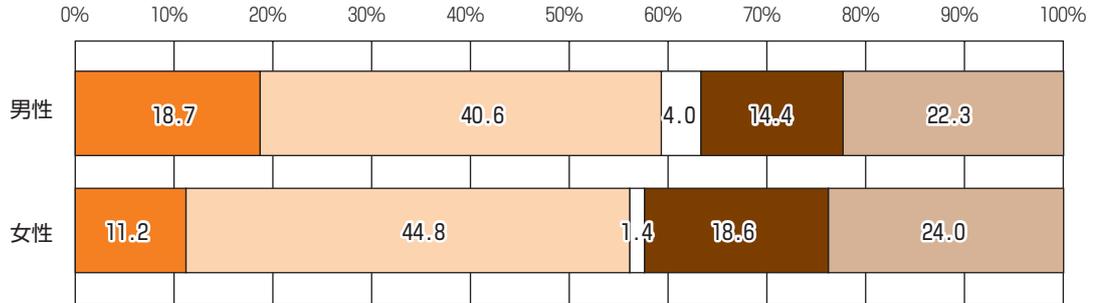


6) 社会通念、習慣しきたりで

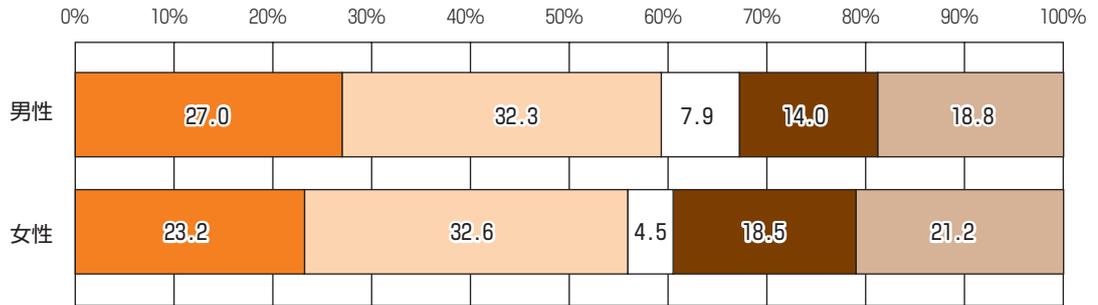




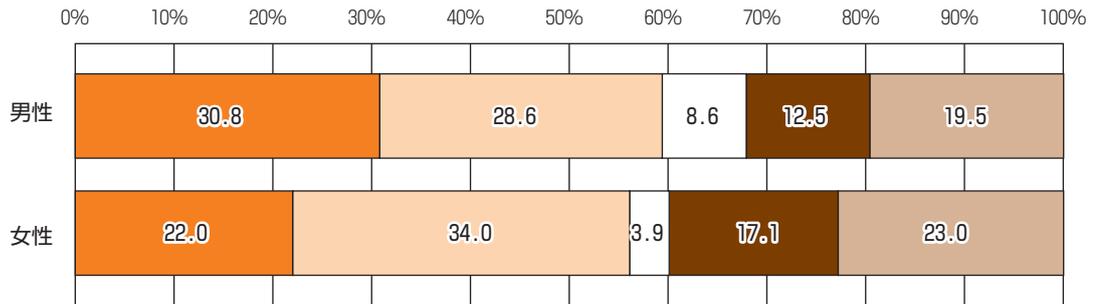
7) 就職の際に



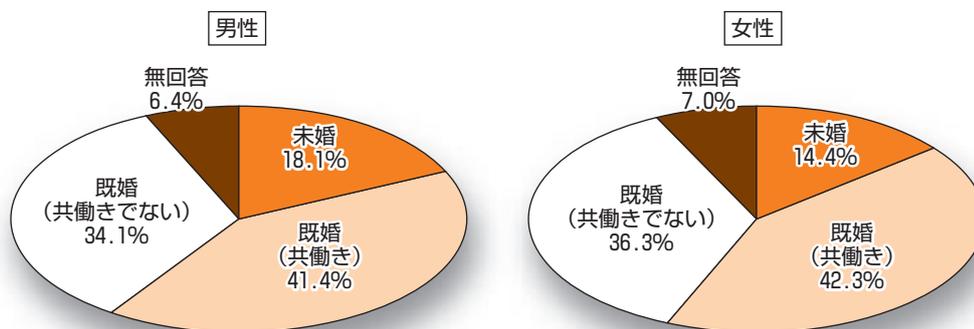
8) 地域活動で



9) 言葉や会話で



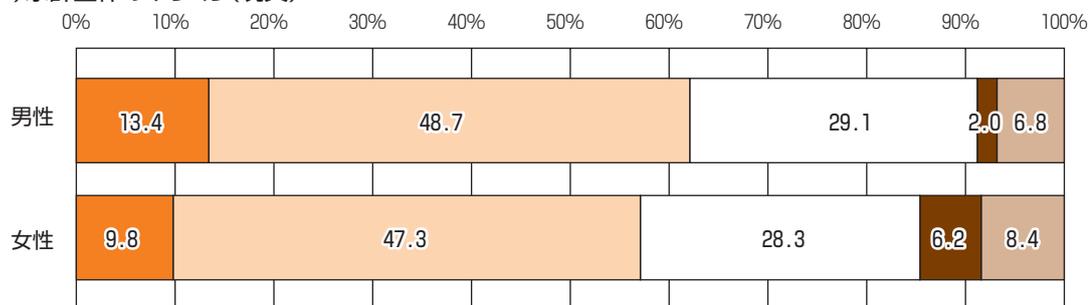
③ あなたは結婚されていますか。
共働きですか。



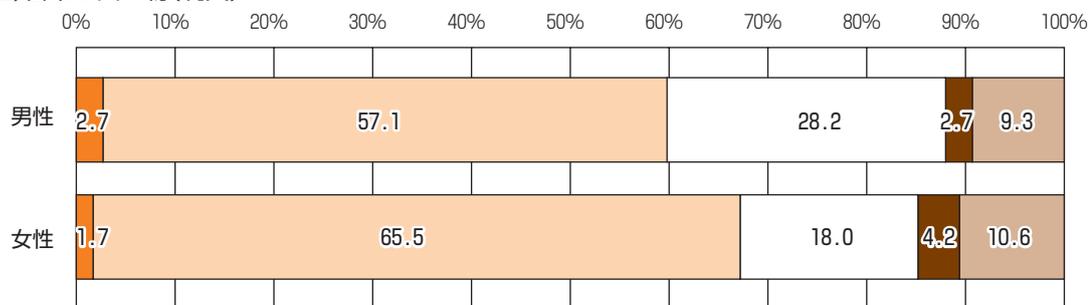
③ 1)~13)の家事などを主に誰が行っていますか。
【現実】→既婚者のみ回答



1) 家計全体のやりくり(現実)

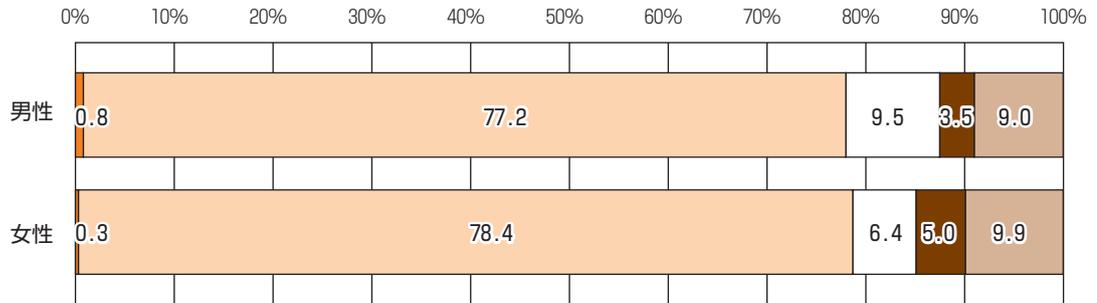


2) 日常の買い物(現実)

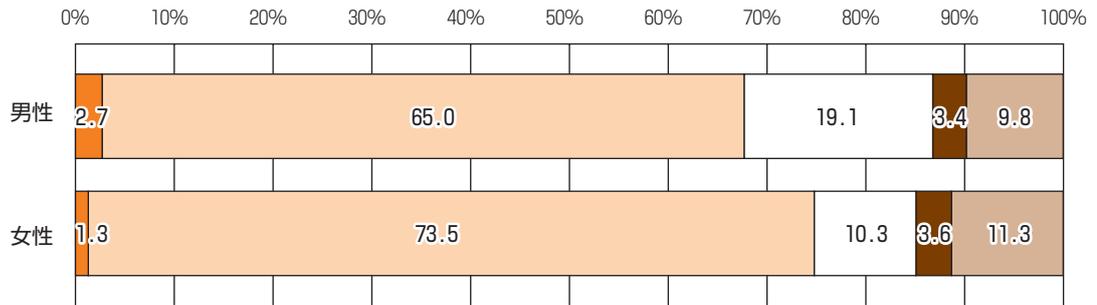




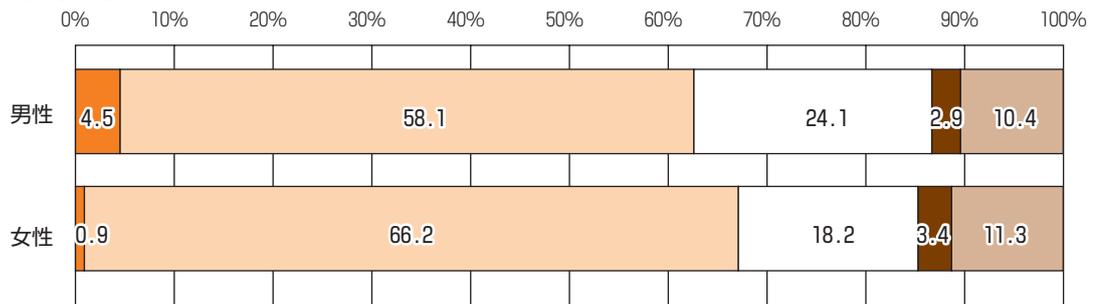
3) 食事の支度(現実)



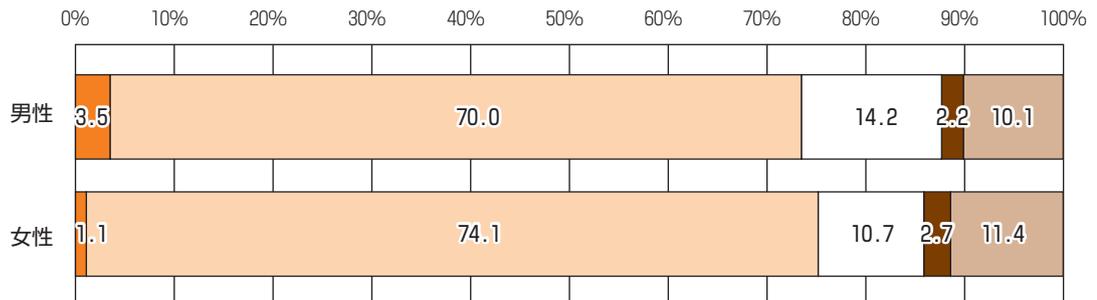
4) 食事の後片付け(現実)



5) 掃除(現実)

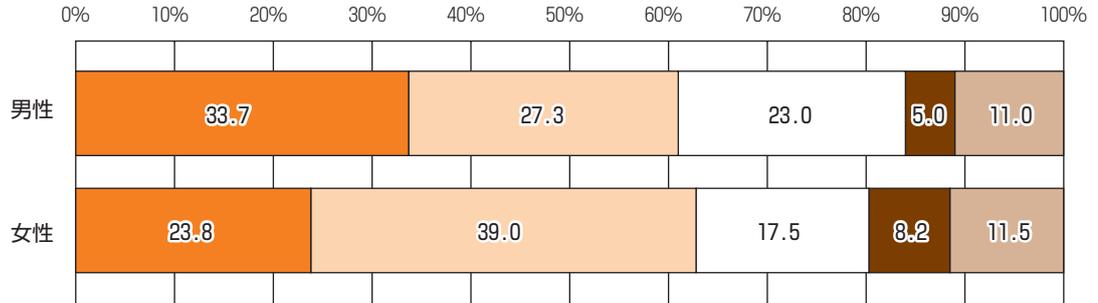


6) 洗濯(現実)

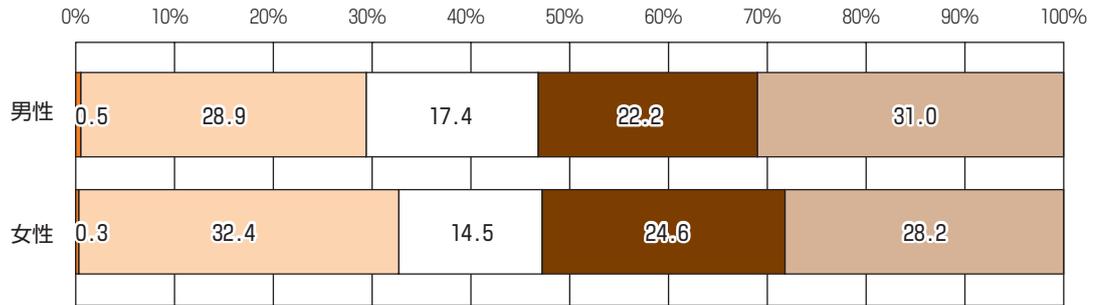




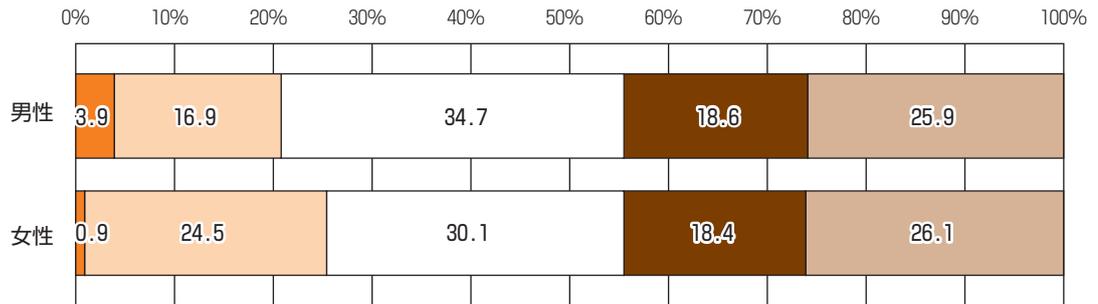
7)ごみ出し(現実)



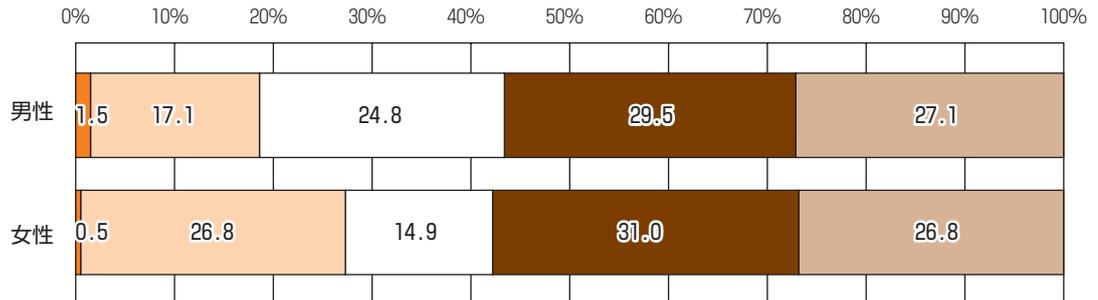
8)乳幼児の世話(現実)



9)子どもの教育(現実)

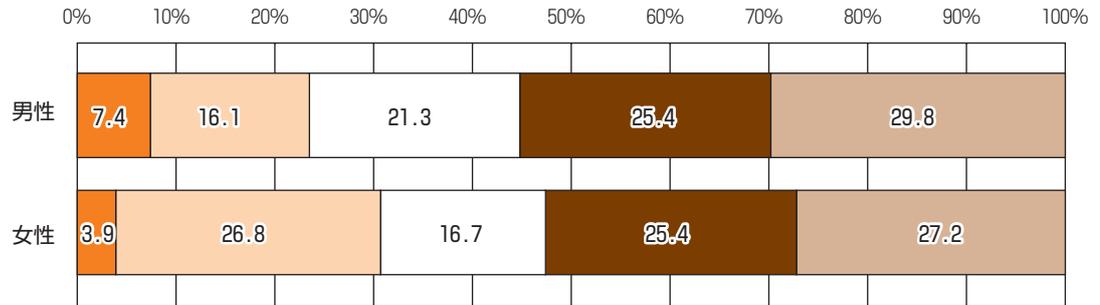


10)病人や老人等の介護(現実)

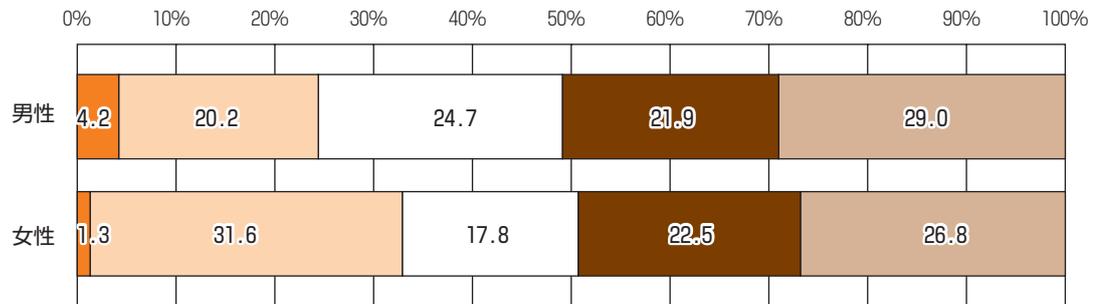




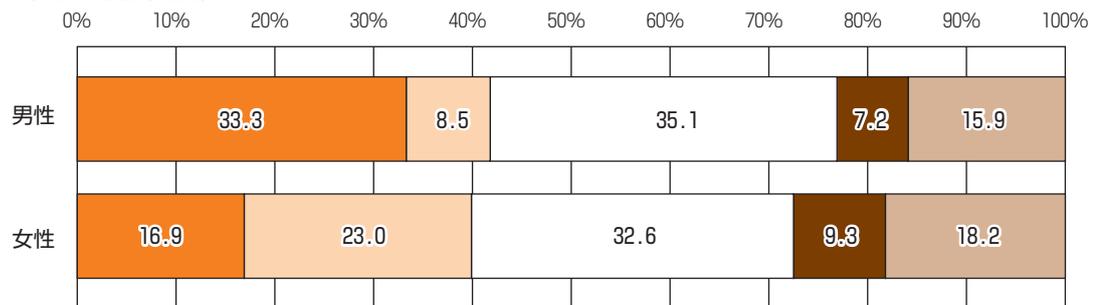
11) 学校や保育所等の送迎(現実)



12) 授業参観等学校行事(現実)



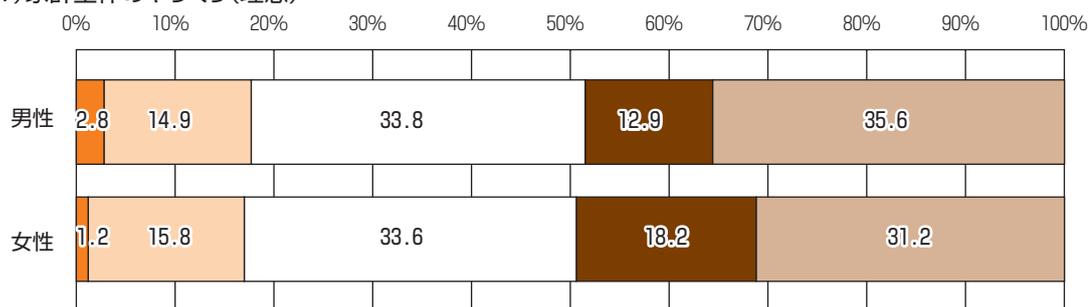
13) 地域活動(現実)



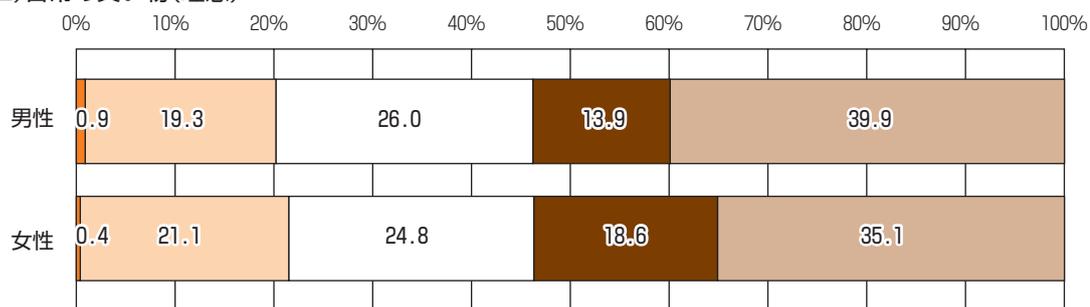
③ 1)~13)の家事などの分担はどのような形が望ましいとお考えですか。
【理想】→全員が回答



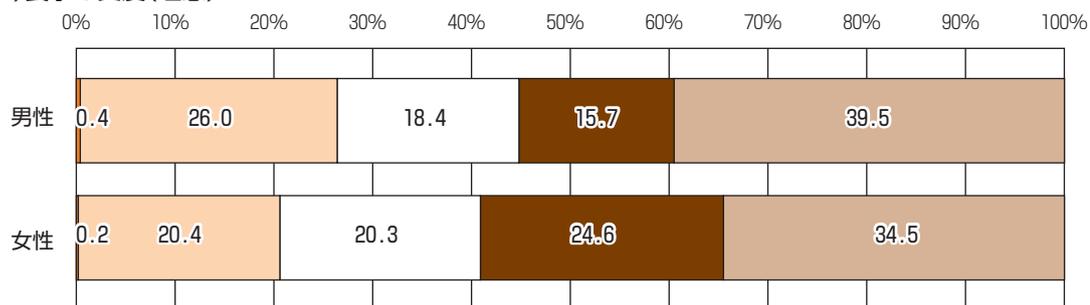
1)家計全体のやりくり(理想)



2)日常の買い物(理想)

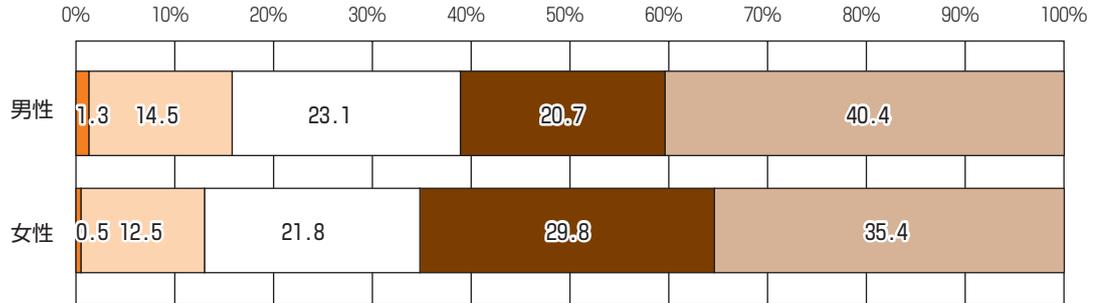


3)食事の支度(理想)

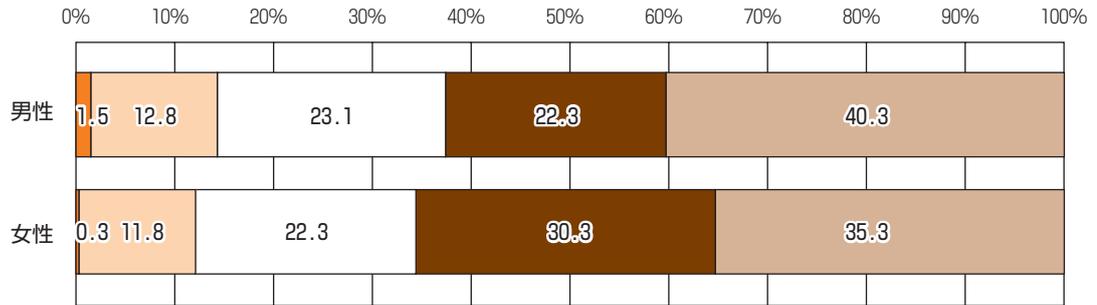




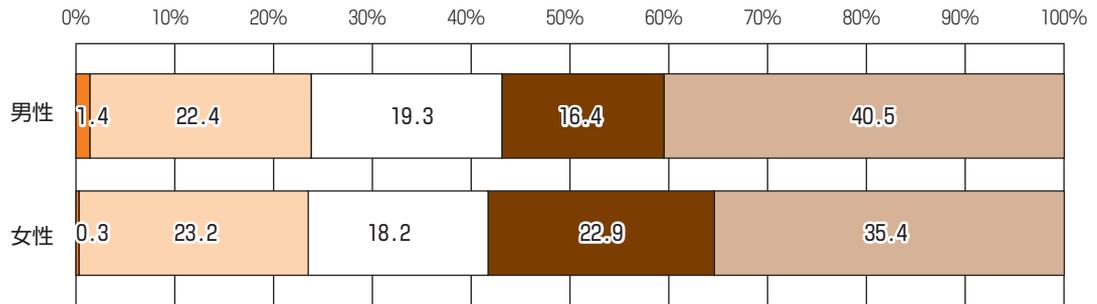
4) 食事の後片付け(理想)



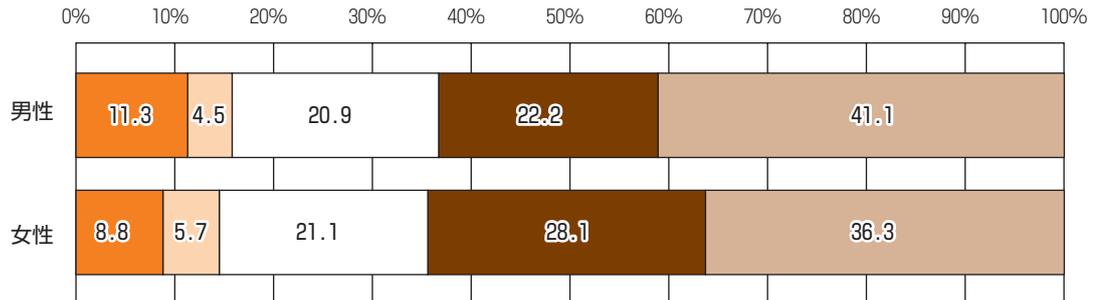
5) 掃除(理想)



6) 洗濯(理想)

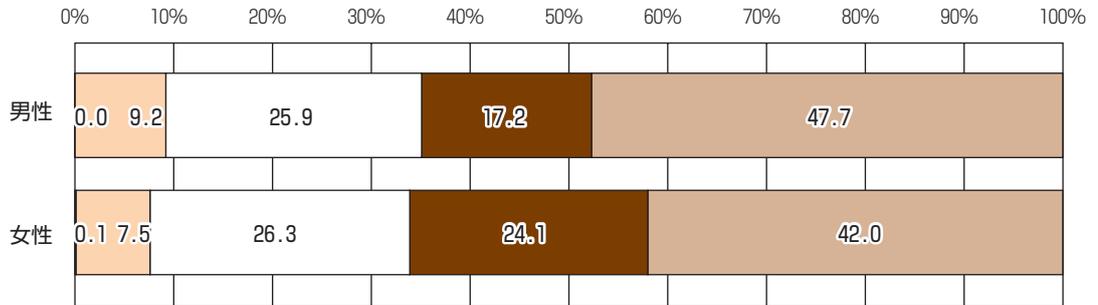


7) ごみ出し(理想)

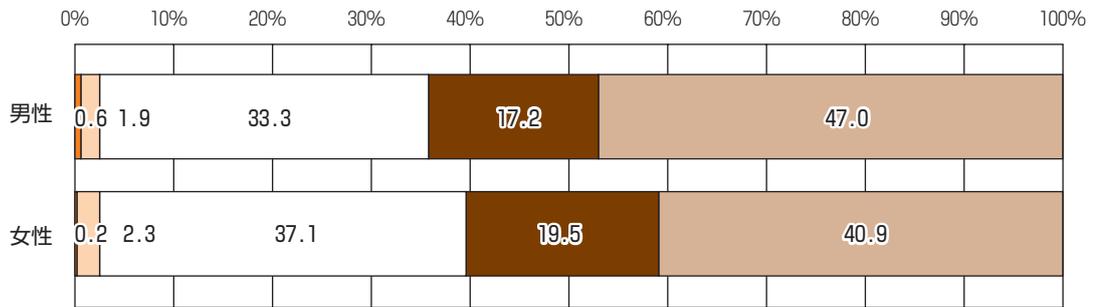




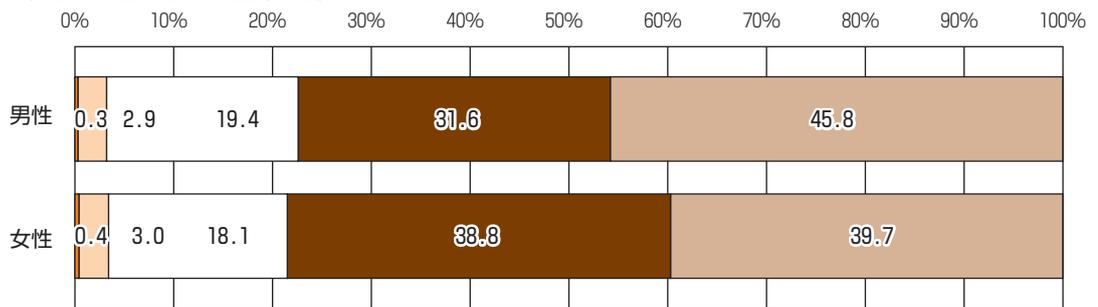
8)乳幼児の世話(理想)



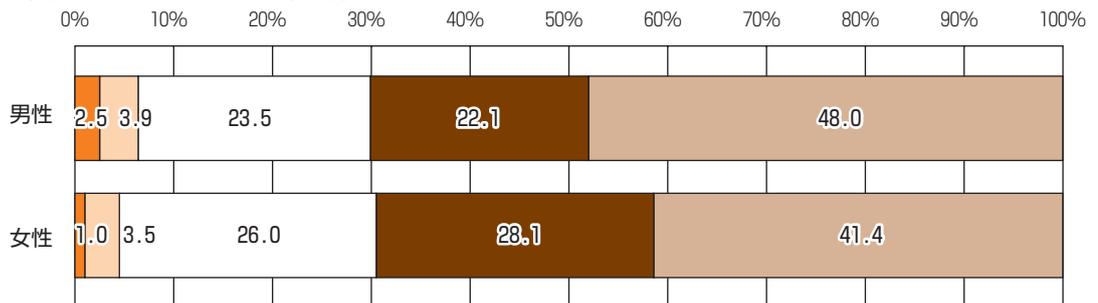
9)子どもの教育(理想)



10)病人や老人等の介護(理想)

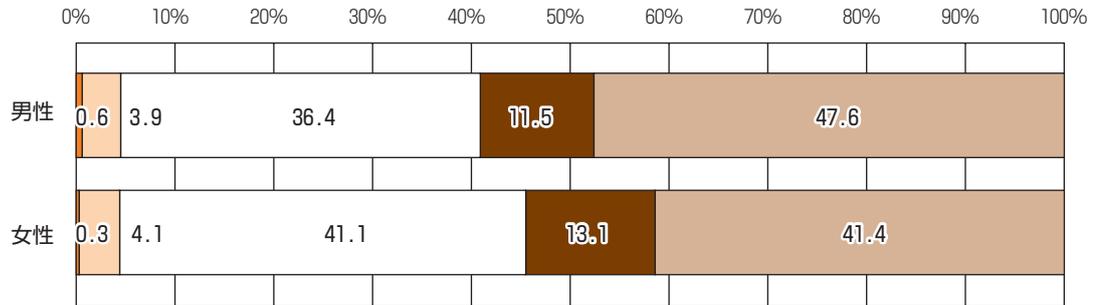


11)学校や保育所等の送迎(理想)

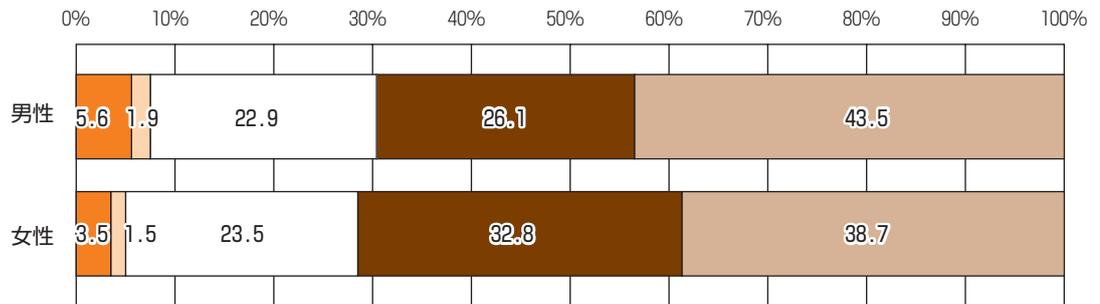




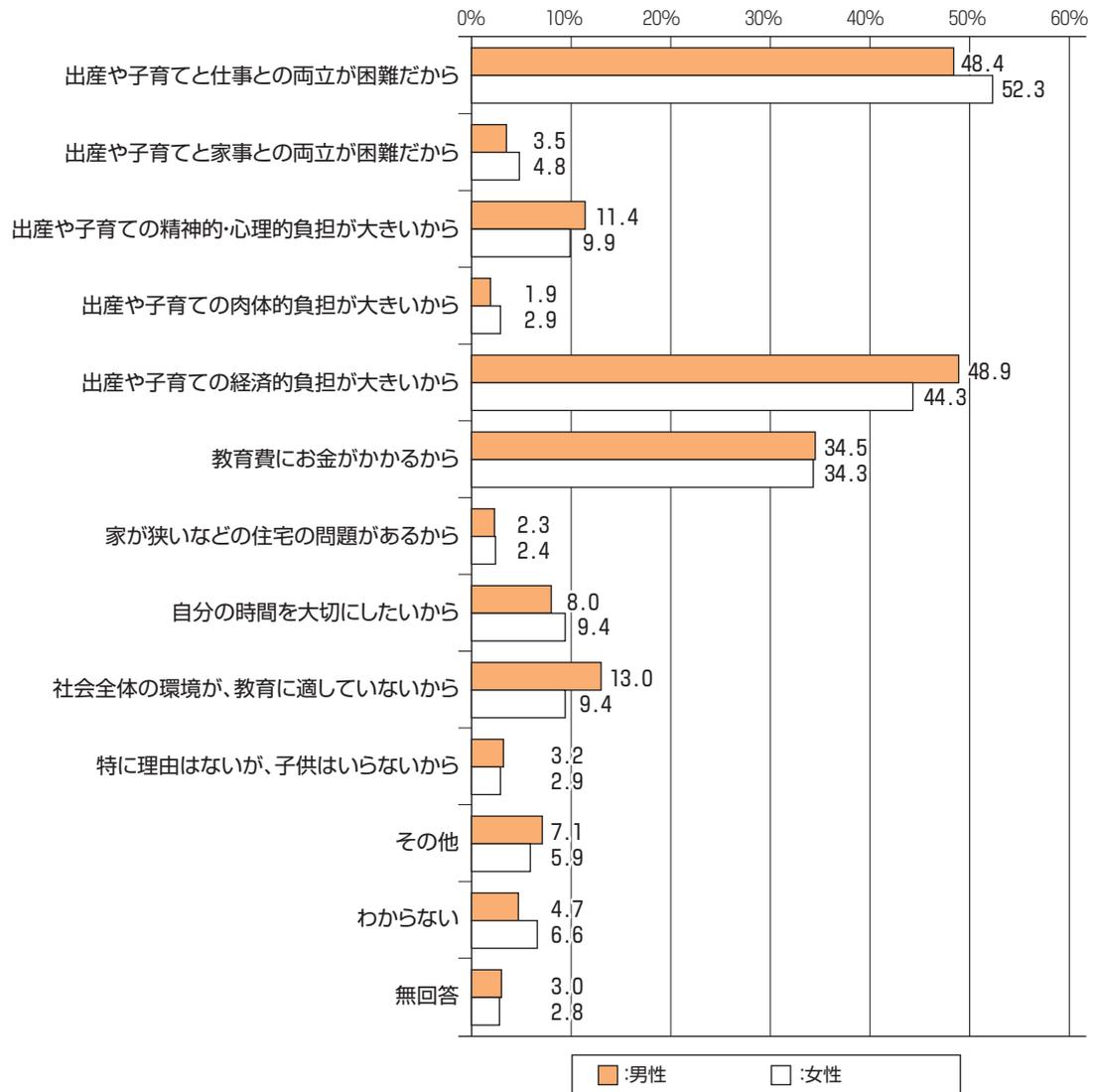
12)授業参観等学校行事(理想)



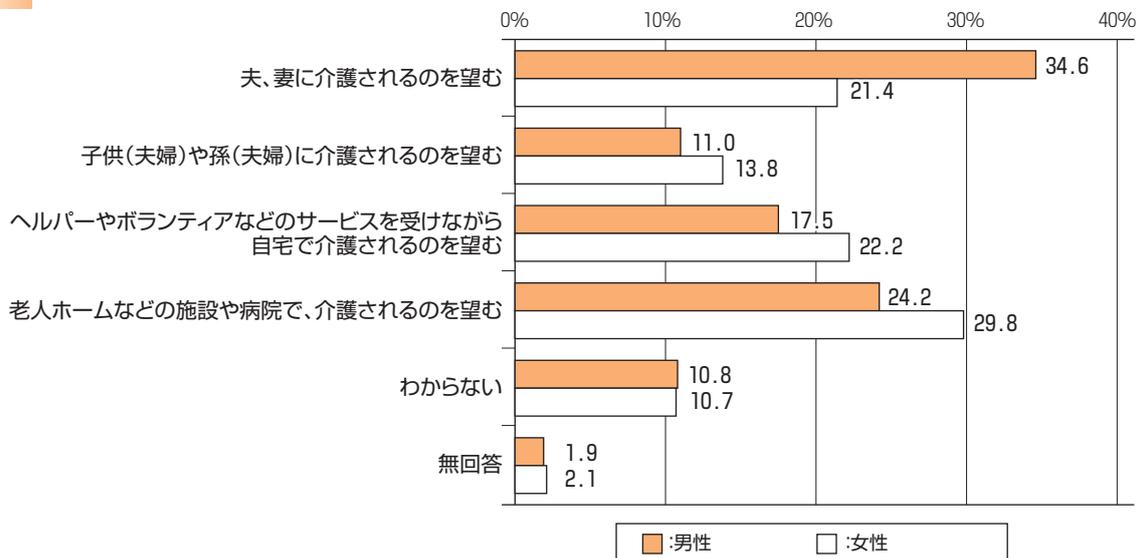
13)地域活動(理想)



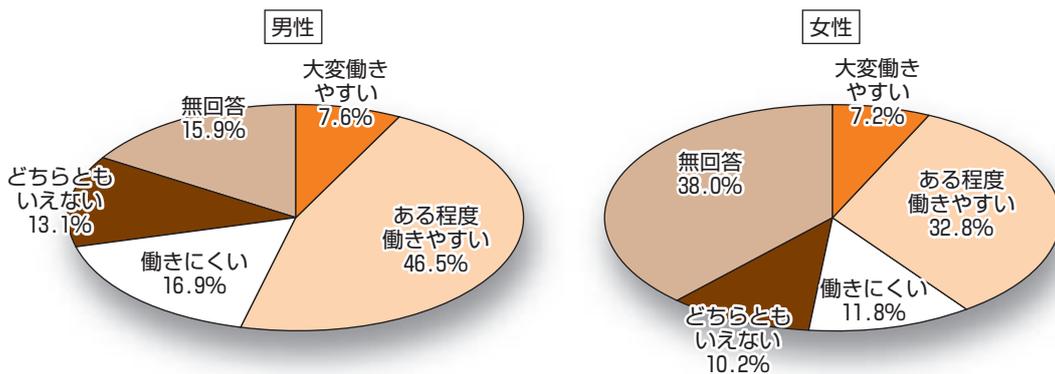
④ 少子化が進んでいます。その要因として何が考えられますか。
(複数回答)



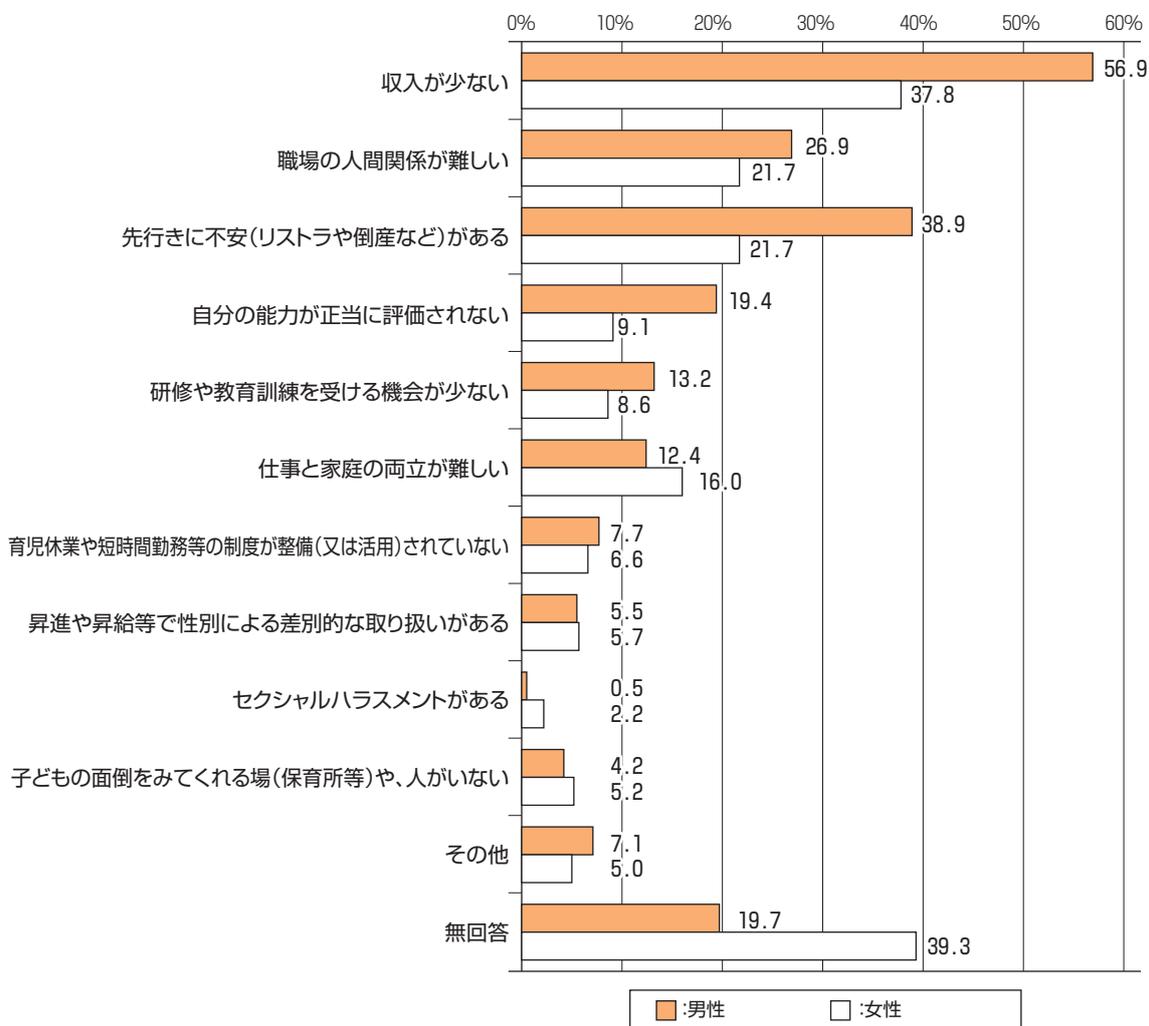
⑤ 高齢になって寝たきりになった場合、あなた、できることなら誰に介護されるのを望みますか。



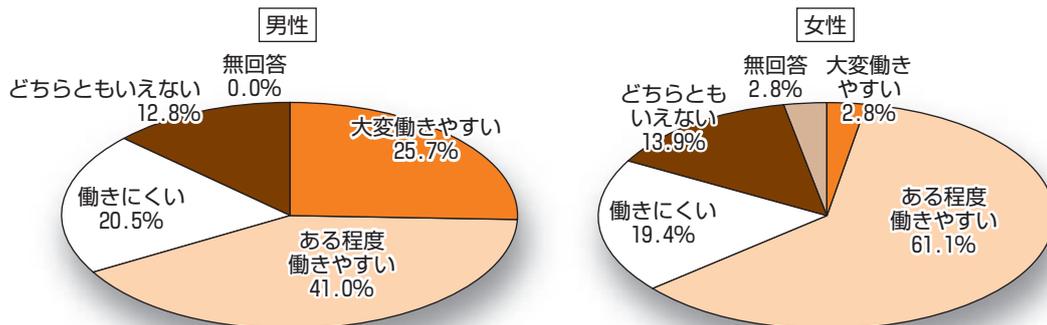
⑥ 現在、働いている方にうかがいます。あなたの職場は働きやすい環境にあると思いますか。
【市民アンケート】



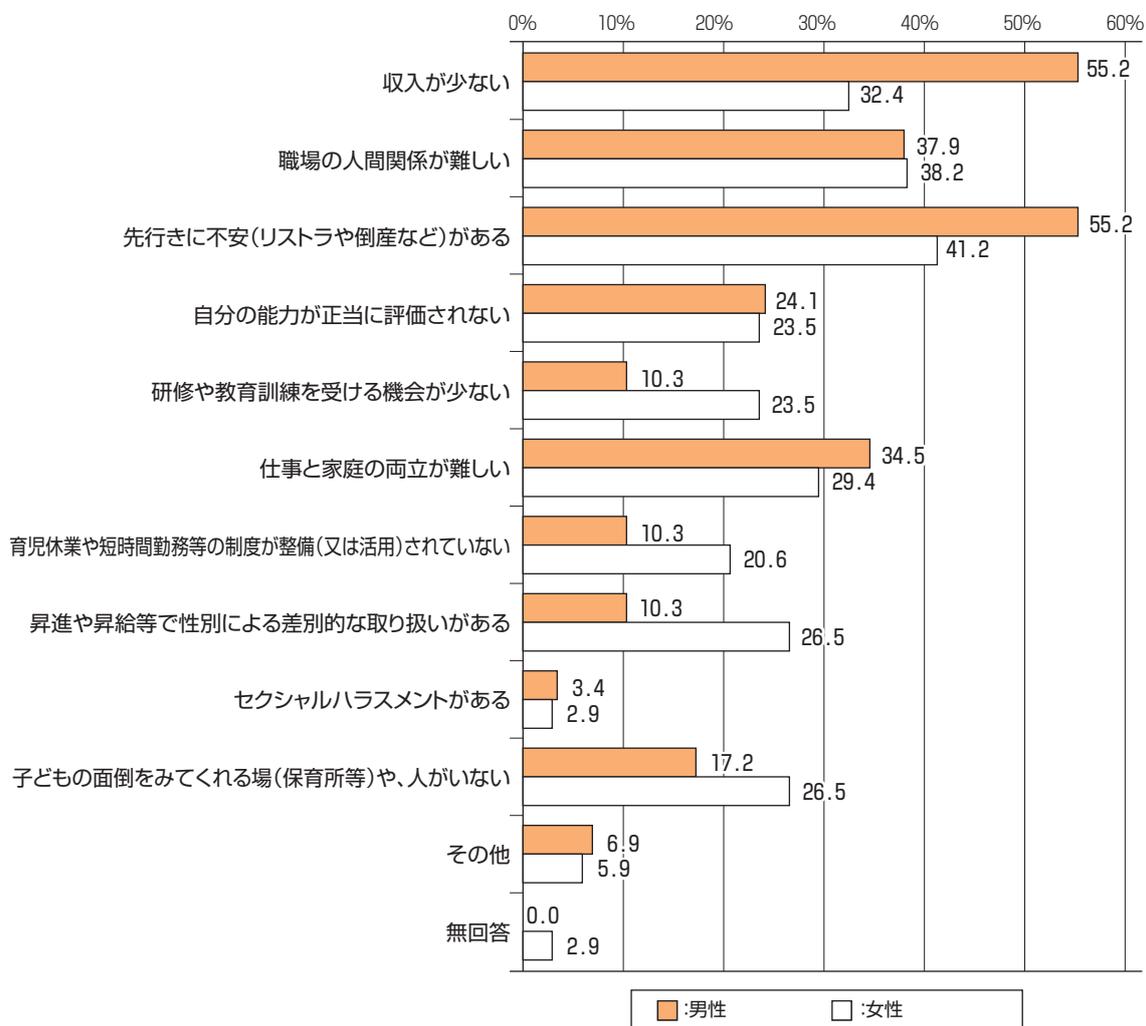
⑦ あなたは、働いている環境に不満や悩みがありますか。
【市民アンケート】(複数回答)



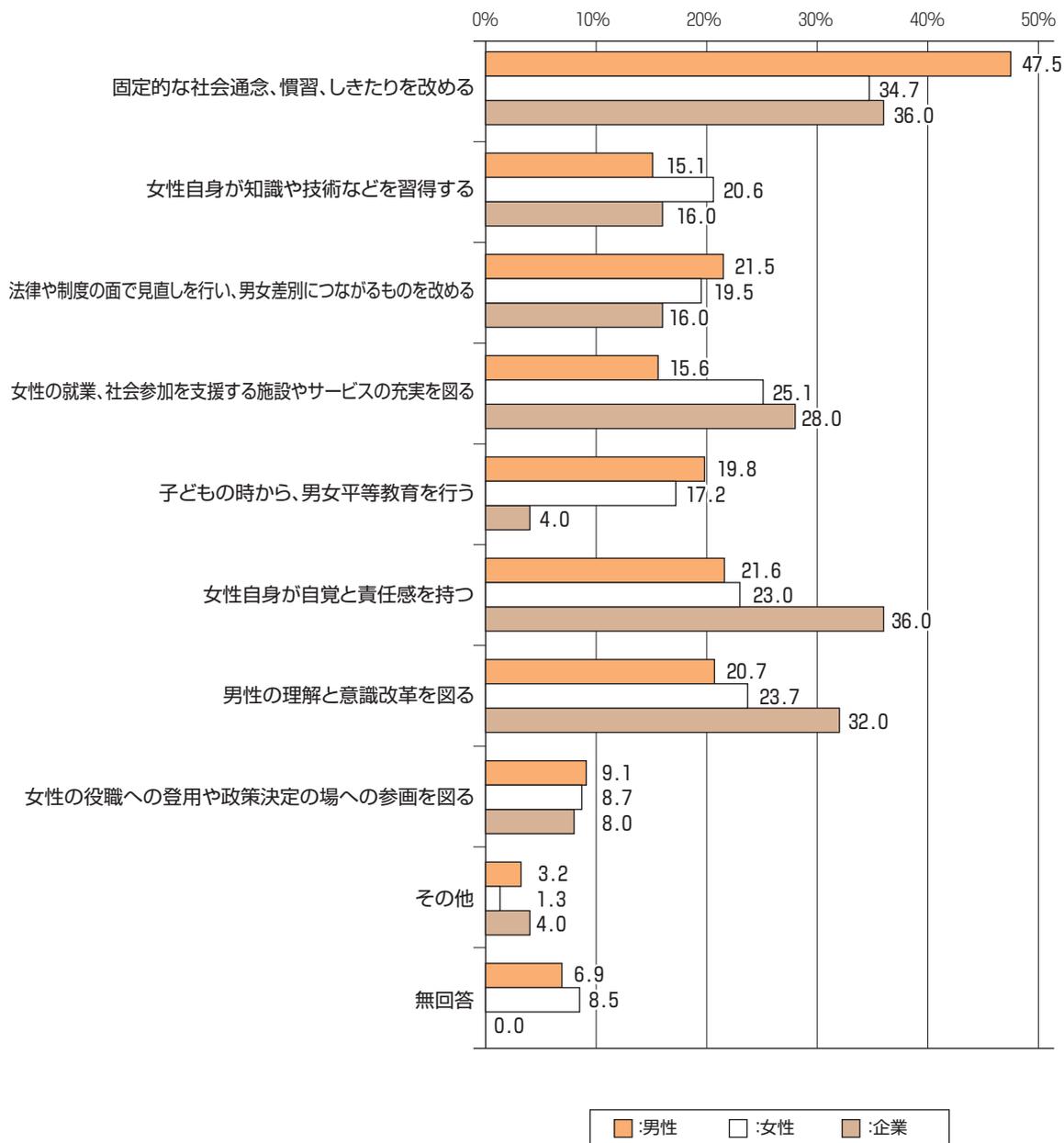
⑥ あなたの職場は働きやすい環境にあると思いますか。
【通勤者アンケート】



⑦ あなたは、働いている環境に不満や悩みがありますか。
【通勤者アンケート】(複数回答)



⑧ あなたは、「男女共同参画社会」を築いていくために、どんなことが重要だと思いますか。
【市民アンケート・企業アンケート】(複数回答)



4. 関連法令

日本国憲法 (本文関係部分抜粋別添)	個人の尊重と法の下での平等をうたい、すべての国民は、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことを明記している 思想、良心、信教、表現、学問、居住、移転や職業選択の自由と、教育や勤労の権利と義務を保障している
男女共同参画社会基本法 (本文別添)	男女共同参画社会の形成についての基本理念と方向を示すとともに、国、地方公共団体及び国民の責務と取り組みを明らかにし、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている
岩手県男女共同参画推進条例 (本文別添)	岩手県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し男女共同参画を推進し、全ての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要であるため、県として推進の決意を明記している
男女雇用機会均等法	雇用の分野において、男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置の推進を目的としている
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他いかなる分野においても、性にに基づく差別、排除、制限など「女性に対する差別」を撤廃する適当な立法又はその他の措置を講じることがを、条約締結国に求めている
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)	配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するため、都道府県の施設が、被害者の相談、一時保護、自立支援を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発する接見禁止命令や退去命令について規定している
次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成するため、次世代育成支援対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに推進のための必要事項を定めている
育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)	子の養育又は家族の介護を行う労働者の育児休業及び介護休業制度の導入を事業主に義務付けるとともに、勤務時間の短縮や再雇用制度の導入に努めることを事業主に求めている 労働者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを目的としている

日本国憲法（関係部分抜粋）

公布：昭和21年11月3日

施行：昭和22年5月3日

目次

前文

第三章 国民の権利及び義務（第十条－第四十条）

第十章 最高法規（第九十七条－第九十九条）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ

り、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十八条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第10章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済

的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又

は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内

閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

岩手県男女共同参画推進条例

(平成14年条例第61号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条－第22条）

第3章 岩手県男女共同参画審議会（第23条－第31条）

第4章 雑則（第32条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深める

とともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満としないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続により定められた男女共同参画計画とみなす。

5. 組織の要綱、名簿

一関市男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱

平成18年3月10日告示第28号

(設置)

第1 一関市の男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定にあたり市民の意見を広く反映させるため、一関市男女共同参画プラン策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 懇話会は、プランの策定に関する事項について、意見又は提言を述べるものとする。

(組織)

第3 懇話会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体の職員
- (3) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、プランの策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5 懇話会は、市長が招集する。

(意見の聴取)

第6 懇話会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 懇話会の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

一関市男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿

平成18年4月12日現在

区 分	氏 名
会 長	高 木 春 子
副 会 長	熊 谷 茂
委 員	浅 井 多喜子
	板 橋 静 子
	伊 東 義 洋
	江 口 みほ子
	遠 藤 輝 彦
	及 川 美登里
	小野寺 克 子
	佐 藤 芳 郎
	菅 原 喜久子
	鈴 木 勝 司
	千 葉 とし子
	千 葉 三千江
	辻 龍 也
	中 川 貞志郎
	中 嶋 雪 舟
西 野 登志子	
畠 山 サカエ	
平 間 孝 明	

20名

一関市男女共同参画推進本部設置要綱

平成18年2月13日告示第16号

改正 平成18年3月31日告示第131号

(設置)

第1 男女共同参画に関する施策について総合的かつ効果的な推進を図るため、一関市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進及び総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、助役を、副会長は収入役及び教育長をもって充てる。
- 3 委員は、各部長、消防長及び各支所の事務長をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定める順位によりその職務を代理する。

(会議)

第5 推進本部の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、推進本部の会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(プラン策定チーム)

第6 プランの策定に関し必要な事項を調査及び検討させるため、推進本部にプラン策定チームを置く。

(庶務)

第7 推進本部の庶務は、企画振興部企画調整課において処理する。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

一関市男女共同参画推進本部員名簿

平成18年4月1日現在

区 分	職	氏 名
会 長	助 役	坂 本 紀 夫
副会長	収 入 役	佐 藤 正 勝
	教 育 長	藤 堂 隆 則
委 員	企画振興部長	小野寺 道 雄
	総 務 部 長	佐々木 一 男
	市民環境部長	藤 野 正 孝
	保健福祉部長	岩 井 憲 一
	商工労働部長	岩 淵 甲治郎
	農 林 部 長	桂 田 芳 昭
	建 設 部 長	吉 家 義 博
	上下水道部長	菅 原 勇
	教 育 部 長	金 弘 則
	消 防 長	佐 藤 志 行
	花泉支所事務長	佐 藤 榮 一
	大東支所事務長	及 川 堪 寔
	千厩支所事務長	小野寺 洋 一
	東山支所事務長	菅 原 王 男
室根支所事務長	佐 藤 好 彦	
川崎支所事務長	菊 地 孝 二	

19名

一関市男女共同参画プラン策定チーム員名簿

平成18年4月1日現在

職 氏 名			
企画振興部	職 員 課	人事給与係長	佐々木 由 悦
保健福祉部	保健センター	母子保健係長	茂 庭 知 之
	児童福祉課	福祉総務係長	鈴 木 伸 一
	児童福祉課	児童家庭係長	三 澤 恒
	社会福祉課	高齢福祉係長	八重樫 隆
商工労働部	商業観光課	商業係長	菅 原 広 文
	工 業 課	工業振興係長	吉 家 輝 悦
	労働政策室	主査	小野寺 邦 芳
農 林 部	農 政 課	農政企画係長	鈴 木 敏 郎
教育委員会	学校教育課	学校教育係長	金 野 和 彦
	生涯学習課	社会教育係長	鈴 木 正 志
企画振興部	企画調整課	男女共同参画推進係長	小野寺 美智子

12名

～ 男女がお互いを尊重し支え合う輝く地域社会をめざして ～

いちのせき男女共同参画プラン

一 関 市

平成19年3月発行

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2

TEL 0191-21-2111(代)
FAX 0191-21-2164
E-mail kikakuchosei@city.ichinoseki.iwate.jp
編 集 一関市企画振興部企画調整課
印 刷 コンカツ印刷有限公司



一関市